

平成19（2007）年版

広島県の男女共同参画に関する年次報告

広 島 県

年次報告に当たって

広島県では、平成13(2001)年12月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成15(2003)年2月には、この条例に基づき、「広島県男女共同参画基本計画」を策定し、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」の三つの視点から、様々な分野で積極的な施策を展開して参りました。

平成18(2006)3月には、本県を取り巻く社会・経済環境の変化等を踏まえ、目標年次である平成22(2010)年度に向け、新たに取り組むべき具体的施策を示した、「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を更に推進しているところです。

本書は、こうした広島県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を、条例に基づく年次報告として取りまとめたものです。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが、男女共同参画についての理解を一層深めていただき、男女共同参画社会の実現に向けて、県民や事業者の皆様と一体となった取組が、さらに進展することを願っています。

平成19(2007)年7月

広島県知事 藤田 雄山

目 次

本書の趣旨	1
広島県の男女共同参画行政の枠組み	3
広島県男女共同参画基本計画（第2次）の施策の体系	4
第1部 広島県の男女共同参画の現状	
1 データから見た県の男女共同参画の現状	5
【環境づくり】	5
【人づくり】	16
【安心づくり】	19
2 県の男女共同参画に関する指標	22
第2部 平成18（2006）年度に県が講じた主な施策	
1 男女共同参画行政の総合的推進	25
（1）県の男女共同参画行政の推進	25
（2）広島県女性総合センター「エソール広島」との連携	26
（3）市町等との連携強化・取組支援	27
2 男女共同参画施策の実施状況	29
【環境づくり】	29
1 働く場における男女共同参画の推進	29
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	36
【人づくり】	37
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	37
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	38
3 家庭における男女共同参画の推進	38
【安心づくり】	40
1 生涯を通じた健康と自立の支援	40
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	41
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	43
3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧	44

第3部 平成19(2007)年度に県が講じようとする施策

【環境づくり】	47
1 働く場における男女共同参画の推進	47
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	50
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	50
【人づくり】	52
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	52
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	52
3 家庭における男女共同参画の推進	53
【安心づくり】	55
1 生涯を通じた健康と自立の支援	55
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	57
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	59

第4部 市町の取組

1 市町の男女共同参画の取組状況等	61
2 市町における男女共同参画の状況の推移	62
3 市町の議員の状況	63
4 市町の審議会等委員の状況	64
5 市町の職員及び管理職(課長相当職以上)の状況	65
6 市町の男女共同参画行政担当窓口	66

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例	67
2 広島県男女共同参画審議会規則	70
3 広島県男女共同参画審議会委員	71
4 広島県男女共同参画基本計画(第2次)(施策の体系)	72
5 広島県男女共同参画推進本部設置要綱	74
6 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧	76
7 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要	78
8 男女共同参画に関する国内外の動き	80

本書の趣旨

本書は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号）
第12条に基づく年次報告として作成しています。

I 構成

本書は、第1部から第4部、及び資料編から構成されており、第1部から第3部については、広島県男女共同参画基本計画の施策の体系に沿って、取りまとめています。

第1部 広島県の男女共同参画の現状

第2部 平成18（2006）年度に県が講じた主な施策

第3部 平成19（2007）年度に県が講じようとする施策

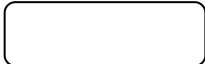
第4部 市町の取組


資料編


II 平成19（2007）年版の概要

第1部 広島県の男女共同参画の現状

データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

コメント欄の  の部分には、データの特徴を記載しており、


 印を付けているグラフや表については、データを更新しています。また、

参考として掲載している全国データについては  印を付けています。

第2部 平成18（2006）年度に県が講じた主な施策

広島県男女共同参画基本計画（第2次）（平成18（2006）年3月策定）では、具体的施策の推進期間を平成18（2006）年度～平成22（2010）年度と定めています。

第2部では、推進期間の初年度である平成18（2006）年度に県が講じた施策のうち、主なものについての実施状況を取りまとめています。

なお、本文中の※印を付した用語については、  の部分で、解説しています。

1 男女共同参画行政の総合的推進

県の推進体制や関係機関及び市町との連携のほか、地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う「地域男女共同参画推進事業」について記載しています。

2 男女共同参画施策の実施状況

広島県男女共同参画基本計画（第2次）において重点的に取り組んだ項目については、**★重点項目名**として記載しています。

★男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備

「働く女性の活躍推進セミナー」や「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」の開催状況等を記載しています。

★男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

「少子化対策セミナー」の開催状況等を記載しているほか、仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、取組内容を紹介する「仕事と家庭の両立支援企業登録制度」等を記載しています。

★男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

「食べる！遊ぶ！読む！」応援プロジェクトや「子育て応援イクちゃんサービス」の取組を記載しています。

★配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定や市町における「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ等の支援について記載しています。

3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧

広島県男女共同参画基本計画（第2次）（平成18（2006）年3月策定）において目標値を設定している指標について、平成18（2006）年度の現況値を掲載しています。

第3部 平成19（2007）年度に県が講じようとする施策

平成19（2007）年度に県が講じようとする施策について、事業概要、予算額及び担当部局等を掲載しています。

第4部 市町の取組

市町における条例制定や男女共同参画計画策定の状況、男女共同参画の状況等を掲載しています。

広島県の男女共同参画行政の枠組み

広島県男女共同参画推進条例 (平成13年広島県条例第42号)

<平成13(2001)年12月21日公布,平成14(2002)年4月1日施行>

【条例の基本理念】 ～ 男女共同参画を進める上で基本となる考え方 ～

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

資料編 67～69 ページ参照

具体化

広島県男女共同参画基本計画

【計画の目標年次】 平成22(2010)年度

【具体的施策の推進期間】

第1次(平成15(2003)年2月策定) 平成15(2003)～17(2005)年度

第2次(平成18(2006)年3月策定) 平成18(2006)～22(2010)年度

【基本的な視点と重点項目】

《環境づくり》 ～ しっかりとした環境を創る ～

- 男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備

《人づくり》 ～ 実践する人を創る ～

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

《安心づくり》 ～ 私たちが安心して暮らすことができる社会を創る ～

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

総合的推進

広島県男女共同参画審議会

[組織] 知事の附属機関
委員：15人以内

[機能] 知事の諮問に応じ、広島県男女共同参画基本計画の策定・改定や男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策を調査審議

資料編 70～71 ページ参照

広島県男女共同参画推進本部

[組織] 全庁的な推進体制
本部長：知事
副本部長：副知事
本部員：各部署長

[機能] 広島県男女共同参画基本計画に掲げる広範な施策を総合的・積極的に推進

資料編 74～75 ページ参照

広島県男女共同参画基本計画(第2次)の施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

男女共同参画社会の実現

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを推進します。

環境づくり

しっかりとした環境を創る

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らすことができる社会を創る

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

第 1 部

広島県の男女共同参画の現状

1 データから見た県の男女共同参画の現状

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

環境づくり

■ 労働

1 雇用形態別に見た雇用者数

雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合は女性44.9%、男性76.9%

平成14(2002)年の女性雇用者数は520千人で、男女雇用機会均等法(29ページ参照)施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、20年間で167千人(47.3%)増加しています。

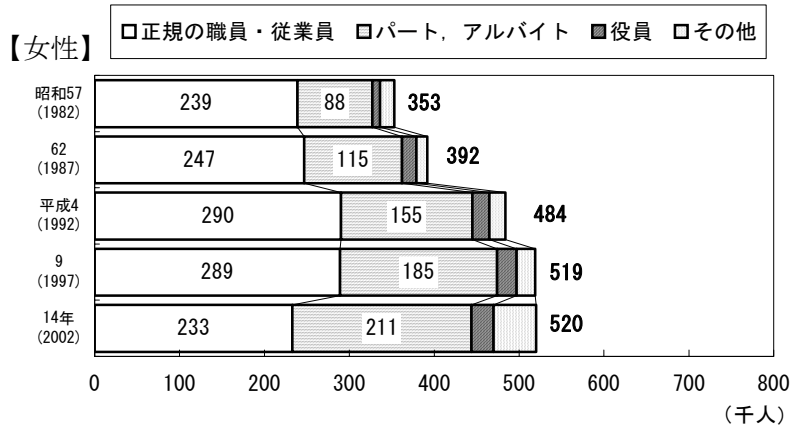
一方、男性雇用者数は719千人

人で、54千人(8.1%)の増加となっています。

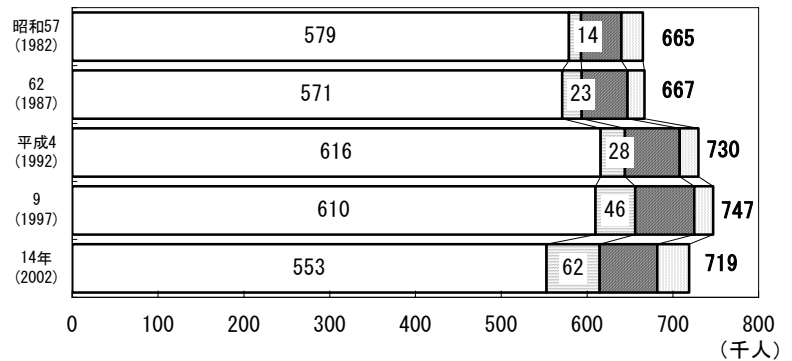
雇用形態別に見ると、平成14(2002)年の正規の職員・従業員の割合では、女性は44.9%で、男性の76.9%を大きく下回っています。

一方、パート、アルバイトとその他(労働者派遣事業所の派遣社員など)の非正規就業者の割合では、女性は50.2%で、男性の13.8%を大きく上回っており、男女ともに上昇傾向にあ

雇用形態別に見た雇用者数の推移

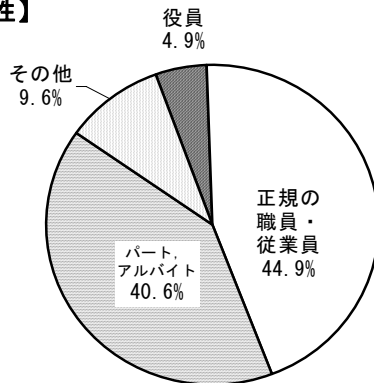


【男性】

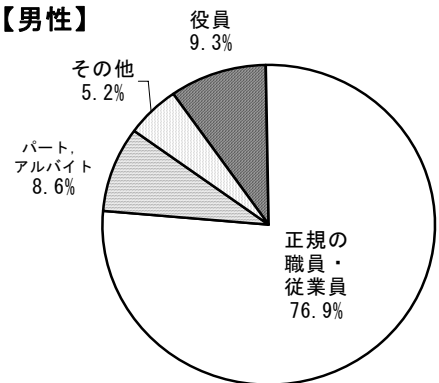


雇用形態別に見た雇用者数の割合[平成14(2002)年]

【女性】



【男性】



(注) 雇用形態：雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分
資料：総務省「就業構造基本調査」

2 労働力率

女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブ

労働力率は、男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。

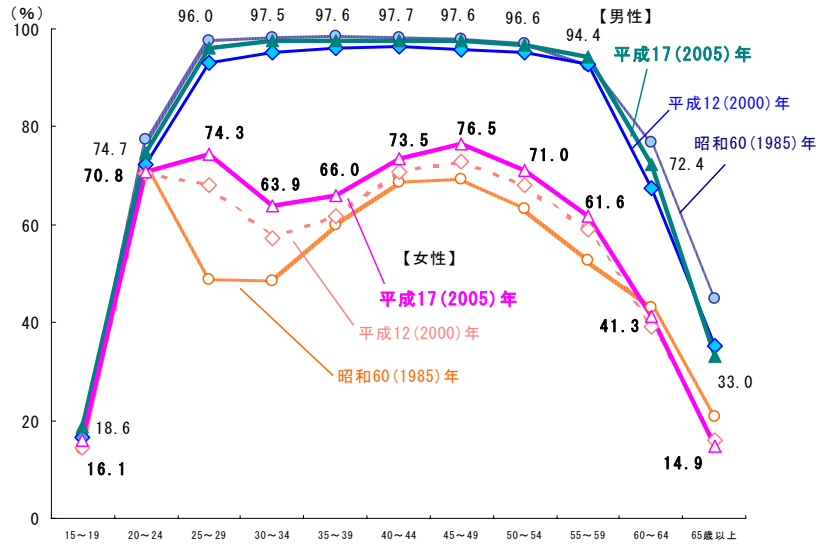
一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、結婚、出産を契機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっているものと考えられます。近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。

平成17(2005)年の労働力率を全国と比較すると、男女共に同様の傾向が見られます。

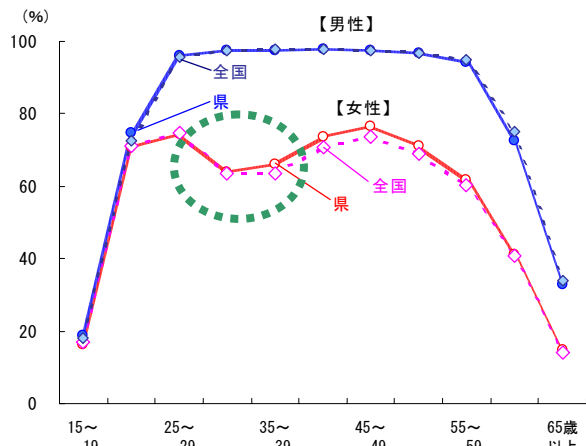
また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。

育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

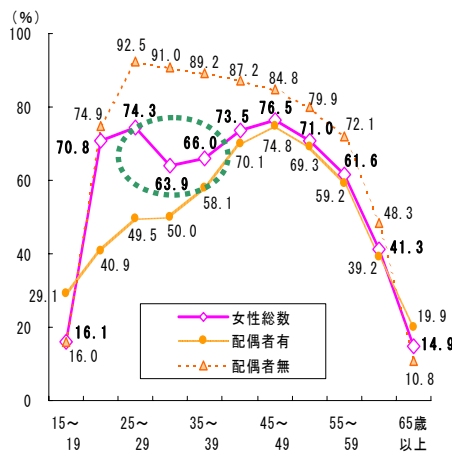
年齢別労働力率



【参考】年齢別労働力率(全国・県)[平成17(2005)年]



女性の年齢別、配偶関係別労働力率 [平成17(2005)年]



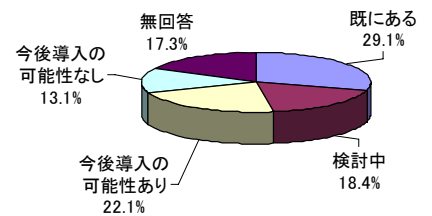
(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合
平成17(2005)年の労働力率は労働力状態不詳を除いて算出している。

労働力人口 (就業者(休業者を含む)と完全失業者)
非労働力人口 (主に家事従事, 学生, 高齢者等)

資料:総務省「国勢調査」

【参考】再雇用制度(育児・介護のための)の導入状況

〔事業主調査〕



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500社

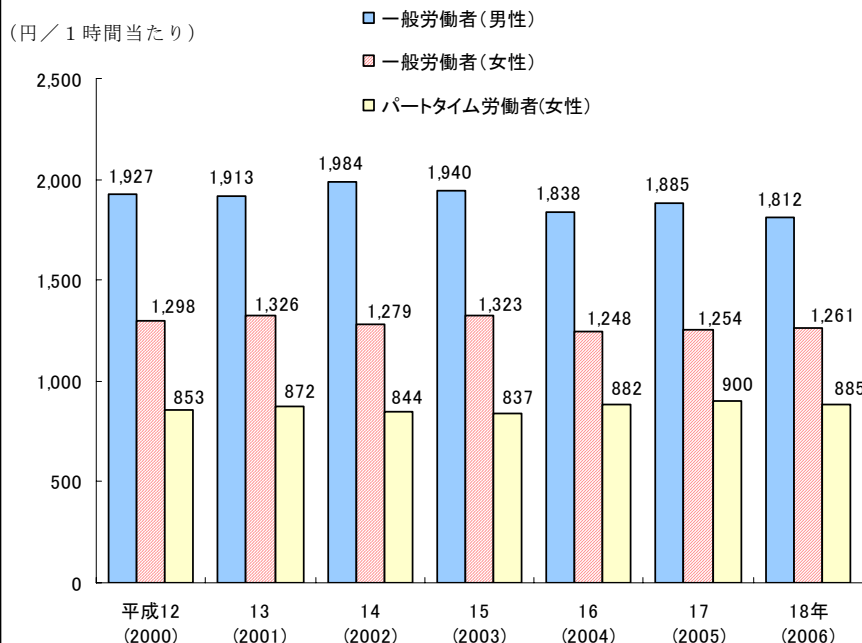
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

3 労働者の賃金

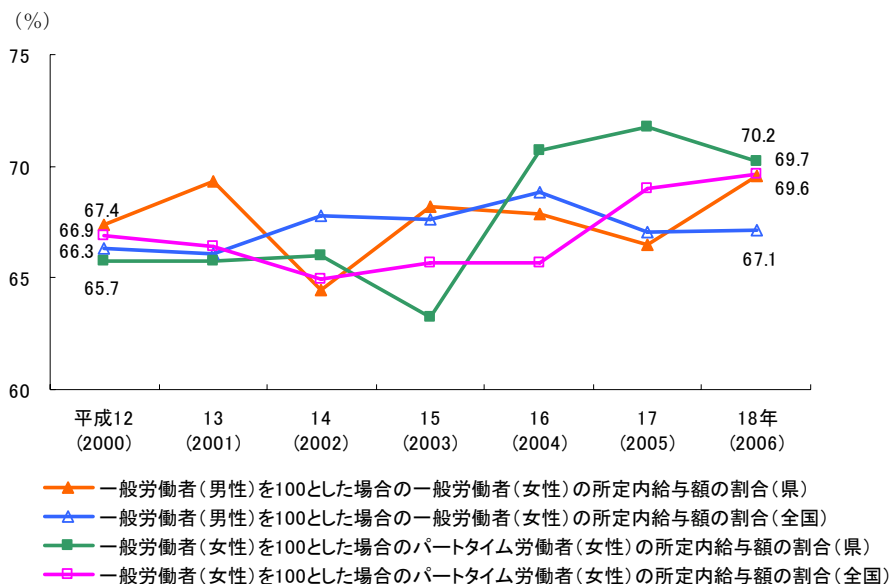
女性の給与額は男性の69.6%

一般労働者（女性）の1時間当たりの所定内給与額は、平成18（2006）年で一般労働者（男性）の69.6%であり、全国と比較すると、2.5ポイント高くなっていますが、男女間の差には、依然として開きがあります。

労働者の所定内給与額の推移



労働者の所定内給与額の格差の推移（全国・県）



(注) 所定内給与額：きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額
1時間当たりの所定内給与額：

各年6月分として支給された所定内給与額を同月の所定内実労働時間数で除して算出している。

一般労働者：パートタイム労働者以外の労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 職業生活と家庭生活の両立

1 育児・介護休業制度

【整備状況】

育児休業制度は 69.8%、介護休業制度は 59.7%の事業所で整備

育児・介護休業制度（31 ページ参照）については、従業員規模の大きい事業所ほど、整備率が高くなっています。

また、平成 14（2002）年度と比較すると、平成 17（2005）年度の整備率は、育児休業制度が 12.9 ポイント、介護休業制度が 14.7 ポイント上昇しています。

【育児休業】

1 歳に満たない子を養育する男女労働者が対象で、子が 1 歳（一定の場合は 1 歳 6 ヶ月）に達するまで取得できます。平成 17（2005）年 4 月に育児・介護休業法が改正施行され、一定の範囲の期間雇用者は対象となりました。

（次に該当するものを除く）

日々雇い入れられるものや、労使協定で定められた一定の労働者（配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者等）

【介護休業】

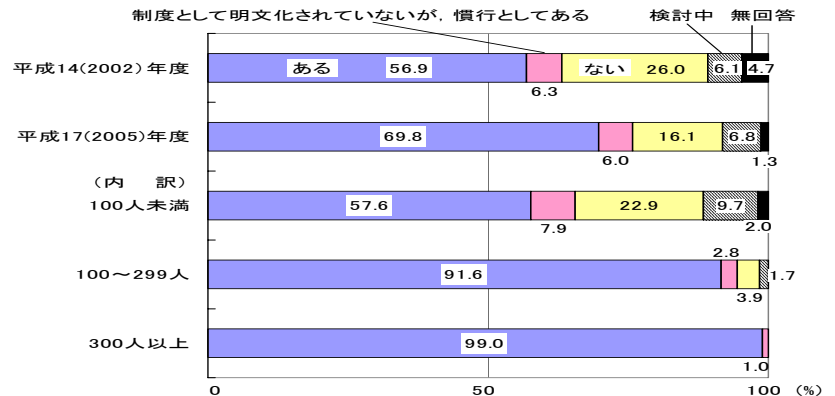
対象家族（※）を 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族 1 人につき、一の要介護状態ごとに 1 回、通算して 93 日を限度として取得できます。

（※対象家族）

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 14（2002）年度は 2,000 社）
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」、広島県人権・男女共同参画室調べ

育児休業制度の規定の有無 【事業主調査】



【参考】育児休業制度の規定状況(全国)

平成 14（2002）年度 規定あり 61.4%

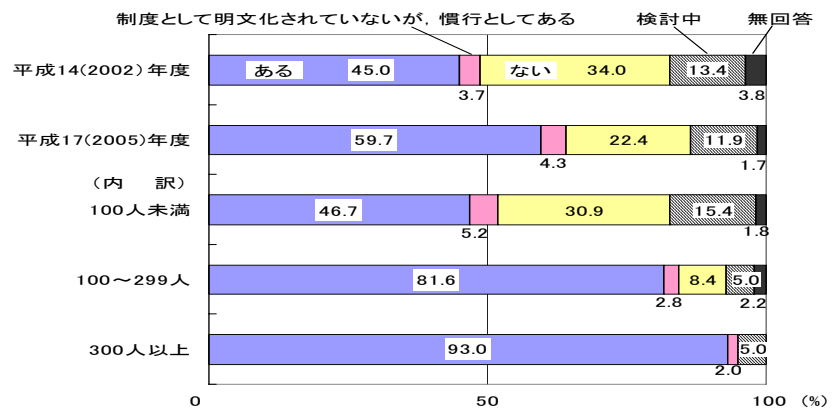
平成 17（2005）年度 規定あり 61.6%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所

（平成 14（2002）年度は約 10,000 事業所）

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

介護休業制度の規定の有無 【事業主調査】



【参考】介護休業制度の規定状況(全国)

平成 14（2002）年度 規定あり 55.3%

平成 17（2005）年度 規定あり 55.6%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所

（平成 14（2002）年度は約 10,000 事業所）

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

【育児休業の取得状況】

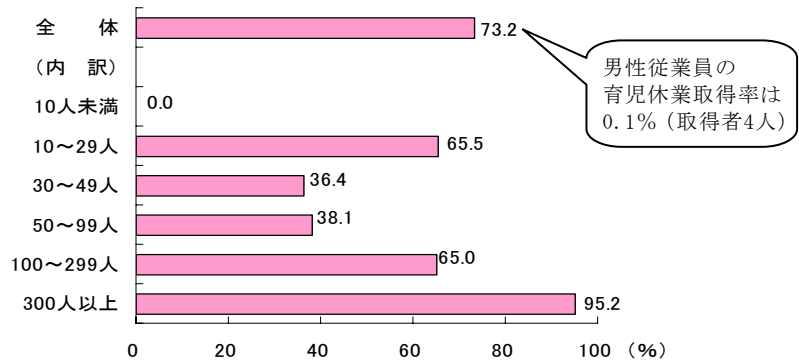
**育児休業の取得状況は、
女性 73.2%、男性 0.1%**

育児休業の取得状況（対象者数に対する取得者数の割合）については、女性従業員 73.2%、男性従業員 0.1%となっています。

女性従業員の育児休業取得率

【事業主調査】

（平成 16（2004）年 6 月 1 日から平成 17（2005）年 6 月 1 日までの状況）



【参考】育児休業取得率(全国)

女性 72.3% 男性 0.5%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所
平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までの 1 年間の出産者又は配偶者が出産した者のうち、平成 17（2005）年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）の割合

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）

【介護休業の利用状況】

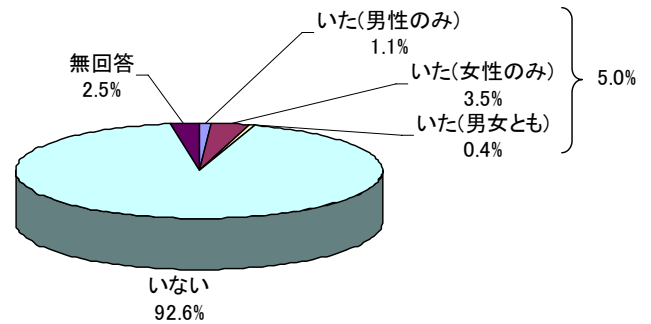
介護休業の「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 5.0%

介護休業の利用状況については、全事業所のうち「取得者がいた」と回答した事業主の割合は 5.0%となっています。

介護休業制度の利用状況

【事業主調査】

（平成 16（2004）年 6 月 1 日から平成 17（2005）年 6 月 1 日までの状況）



【参考】介護休業制度の利用状況(全国)

1.0% { 女性のみ 0.69%
男性のみ 0.27%
男女とも 0.04%

（注）調査対象は、常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうち 10,025 事業所
平成 16（2004）年 4 月 1 日から平成 17（2005）年 3 月 31 日までに介護休業を開始した者がいた事業所の割合

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 17（2005）年度）

（注）調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 14（2002）年度は 2,000 社）
育児休業取得率：平成 17（2005）年 6 月 1 日において勤務している従業員で、育児休業を取得した者の割合
介護休業制度の利用状況：平成 17（2005）年 6 月 1 日において勤務している従業員で、介護休業を取得した者がいた事業所の割合
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」（平成 17（2005）年度）

【利用希望】

制度を利用しない主な理由は、女性では両制度共に「上司や同僚に気兼ね」、男性では育児休業については「子どもの世話をしてくれる人がいる」、介護休業については「休業中の収入が減少する」が最多

女性従業員は、今後、出産したときは、59.9%が育児休業制度を「利用しようと思う」と回答していますが、「利用しない」と回答した人も29.3%に達しています。

その主な理由としては、「上司や同僚に気兼ね」(38.7%)、「復職後同じ仕事に就けるか不安」(35.7%)などをあげています。

一方、男性従業員は、「利用しない」と回答した人が60.5%で、その主な理由としては、「子どもの世話をしてくれる人がいる」(38.7%)、「休業中の収入が減少する」(33.3%)などをあげています。

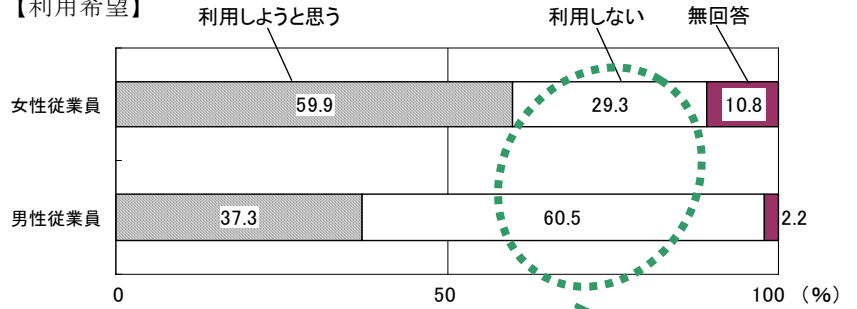
介護休業制度の利用希望については、女性従業員69.6%、男性従業員64.4%となっています。

「利用しない」と回答した人は、女性従業員27.2%、男性従業員34.0%で、その主な理由として、女性従業員は「上司や同僚に気兼ね」(40.3%)、「会社で介護休業をとった例がない」(37.1%)などを、男性従業員は「休業中の収入が減少する」(36.9%)、「上司や同僚に気兼ね」(29.2%)などをあげています。

(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社に勤務する女性従業員、男性従業員各 2,500 人
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 17 (2005) 年度)

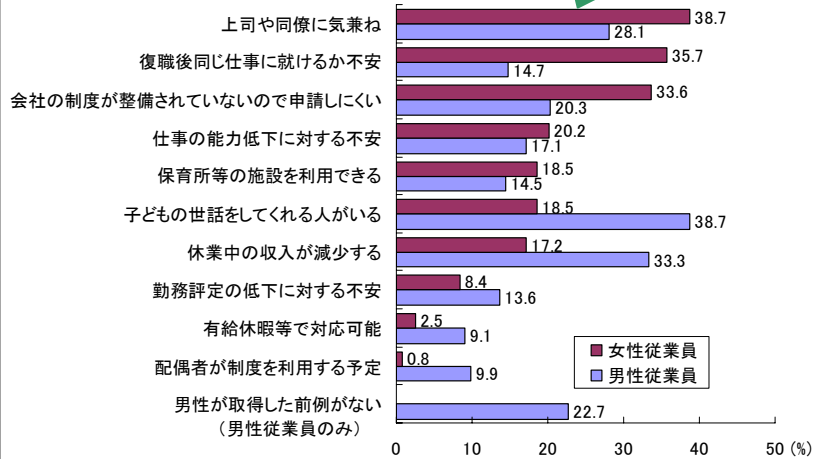
育児休業制度

【利用希望】



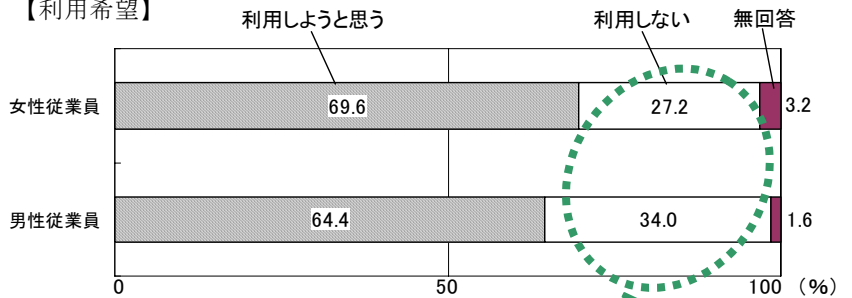
【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員) 複数回答



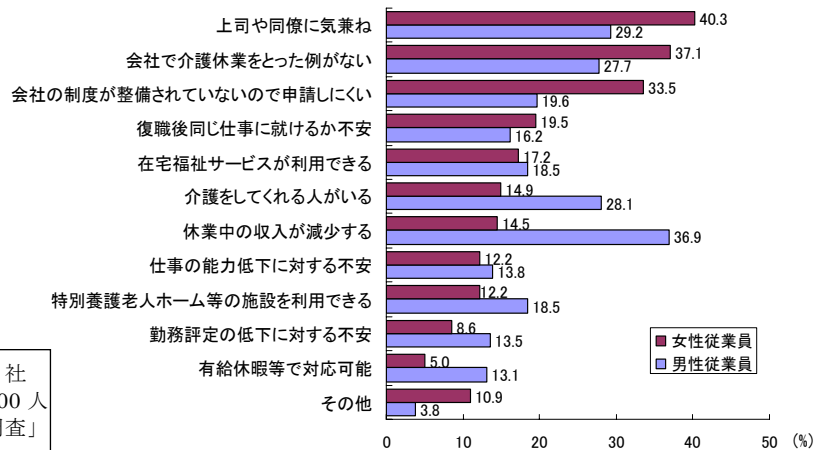
介護休業制度

【利用希望】



【利用しない理由】

(「利用しない」と回答した従業員) 複数回答



【男性の育児休業】

男性が育児休業制度を利用することに肯定的な意見は全体の約70%

男性の育児休業制度利用に対して、男女共に肯定的な意見が約3分の2を超えています。反面、平成17(2006)年度に「取得しない方がよい」と回答した割合は、女性従業員13.2%、男性従業員21.3%となっています。

2 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度は28.0%の事業所で整備

子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は28.0%となっています。

【子の看護休暇】

小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、創設されました。

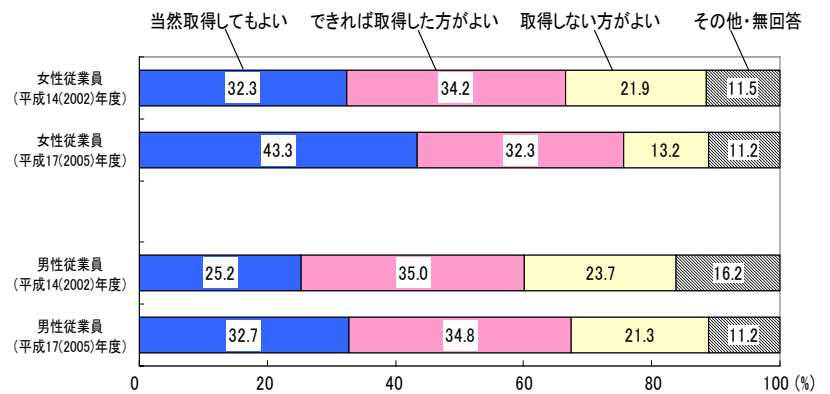
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人

(平成14(2002)年度は2,000人)

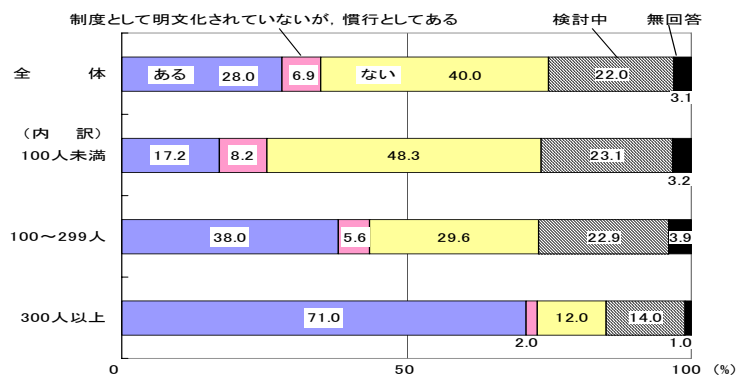
子の看護休暇制度の利用状況：平成17(2005)年6月1日において勤務している従業員で、子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合

資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」、広島県人権・男女共同参画室調べ

男性の育児休業制度利用に対する考え



子の看護休暇制度の規定の有無 [平成17(2005)年度] [事業主調査]



【参考】子の看護休暇制度の規定状況(全国)

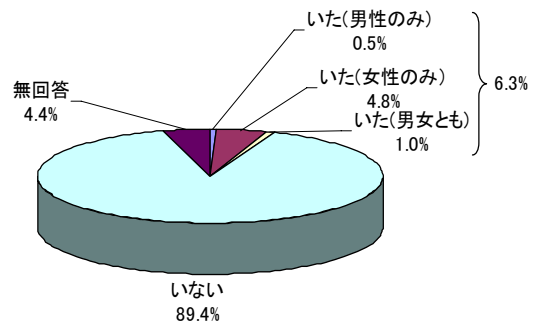
平成17(2005)年度 規定あり 33.8%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち10,025事業所

資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

子の看護休暇制度の利用状況 [平成17(2005)年度] [事業主調査]

(平成16(2004)年6月1日から平成17(2005)年6月1日までの状況)



【参考】子の看護休暇制度の利用状況(全国)

8.2%

(注) 調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうち10,025事業所

平成17(2005)年10月1日において勤務している従業員で、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成17(2005)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までに子の看護休暇を取得した者がいた事業所の割合

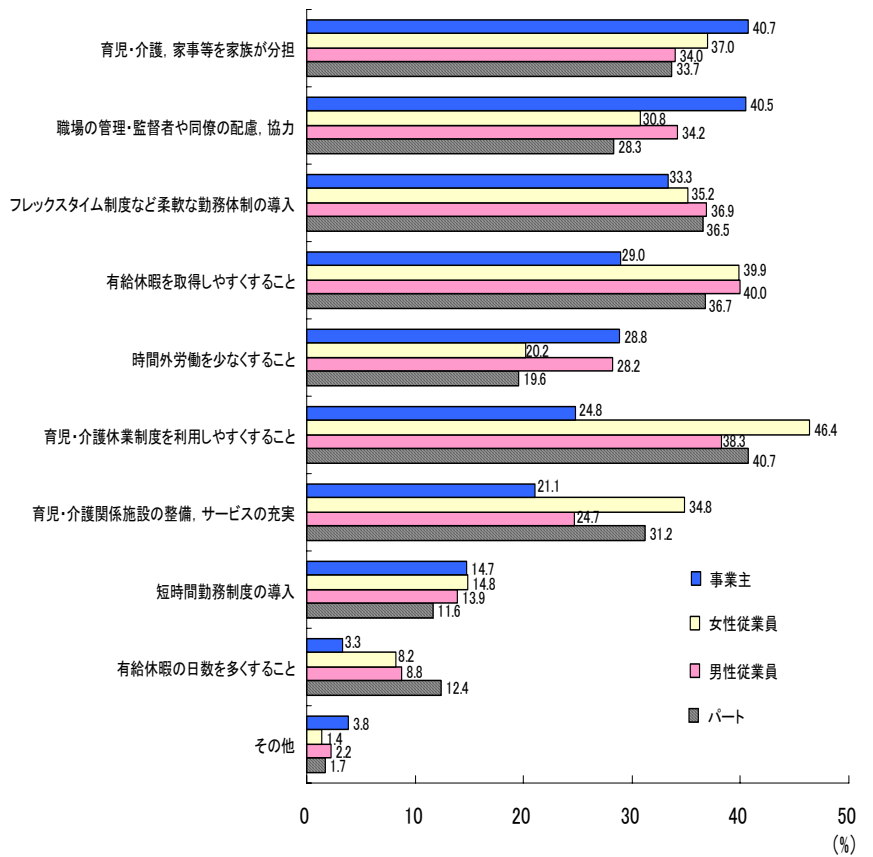
資料：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17(2005)年度)

3 仕事と家庭の両立

従業員が求めるものは、
制度を利用しやすい環境

仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主は、「育児・介護、家事等を家族が分担」を最も多くあげています。一方、女性従業員とパートは「育児・介護休業制度を利用しやすくすること」を、男性従業員は「有給休暇を取得しやすくすること」を最も多くあげています。

仕事と家庭の両立のために重要なこと 複数回答



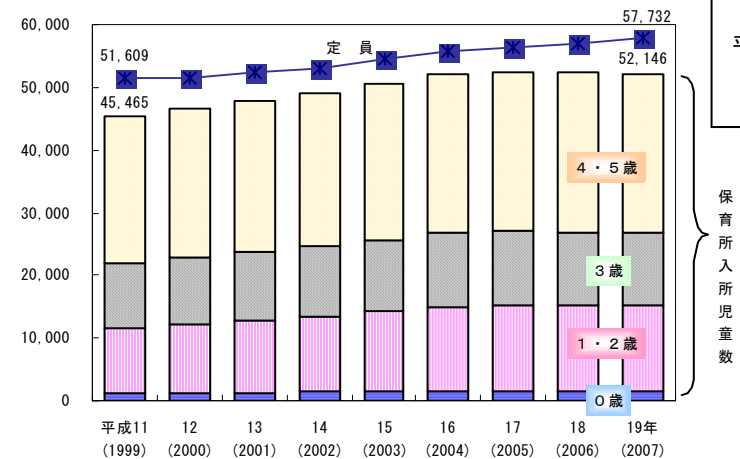
(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成 17 (2005) 年度)

4 保育所入所児童数

入所児童数は横ばい傾向

県内の保育所入所児童数は、平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在で 52,146 人で横ばい傾向で、待機児童数は 56 人と減少しています。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



■ 社会参画

1 県・市町の議員

女性議員の割合は県議会で増加，市町議会で横ばい傾向

県議会の女性議員は，平成 19 (2007) 年 4 月 29 日の任期満了に伴う改選後，5 人 (7.6%) に増加しました。

一方，市町議会の女性議員については，市町村合併の影響により，人数は減少しましたが，割合は横ばい傾向にあります。

2 県・市町の審議会等委員

審議会等における女性委員の割合は県では増加，市町では横ばい傾向

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため，県は審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関）委員へ積極的に女性を登用することとしています。

この結果，県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は，「広島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」に掲げている平成 22 (2010) 年度の目標値 30% に対して，平成 19 (2007) 年 6 月 1 日現在で 25.9% となっています。

なお，市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は，平成 19 (2006) 年 4 月 1 日現在で 23.0% となっています。

（市町の審議会等委員の状況については 64 ページ参照）

県・市町の議員の状況

[平成 18 (2006) 年 12 月 31 日現在]

区 分	議員総数 (人)	女性議員	
		人数 (人)	割合 (%)
県議会	68 (70) 66※	3 (3) 5※	4.4 (4.3) 7.6※
市町議会	652 (707)	49 (51)	7.5 (7.2)
市	483 (499)	39 (37)	8.1 (7.4)
町	169 (208)	10 (14)	5.9 (6.7)

(注) 括弧内は前年同期

※平成 19 (2007) 年 4 月 30 日現在

資料：広島県選挙管理委員会調べ

県の行政委員会・審議会等委員の状況

[平成 19(2007)年 6 月 1 日現在]

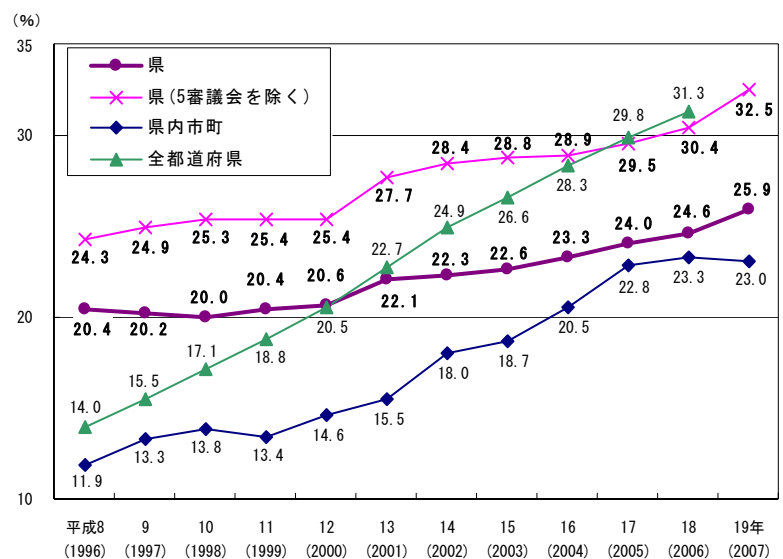
区 分	行政委員会・審議会等数			委員数		
	総数	女性が参画している 委員会・審議会		総数 (人)	女性委員	
		会数	割合 (%)		人数 (人)	割合 (%)
行政委員会 (地方自治法 第 180 条の 5 関係)	9 (9)	7 (7)	77.8 (77.8)	71 (71)	12 (12)	16.9 (16.9)
審議会等	51 (53)	48 (50)	94.1 (94.3)	1,114 (1,168)	288 (287)	25.9 (24.6)
5 審議会※を 除く	46 (48)	46 (48)	100.0 (100.0)	877 (931)	285 (283)	32.5 (30.4)

(注) 括弧内は前年同期

※ 5 審議会：法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会
広島県交通安全対策会議，広島県石油コンビナート等防災本部，
広島県防災会議，広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会

資料：広島県人事室，広島県教育委員会，広島県警察本部調べ

審議会等における女性委員の割合の推移(全国・県・市町)



(注) 県は 6 月 1 日現在

市町は 4 月 1 日現在 (ただし，平成 14(2002)年・平成 15(2003)年は 3 月 31 日現在)

平成 19(2007)年の全都道府県の数値は，内閣府が平成 19(2007)年 8 月に公表予定

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，
広島県人事室，広島県人権・男女共同参画室，広島県教育委員会，広島県警察本部調べ

3 県職員の採用

県職員の採用者に占める
女性割合は 45.6%

平成 19 (2007) 年度の県職員の採用者数は 57 人で、女性 26 人 (45.6%)、男性 31 人 (54.4%) となっています。

4 県・市町の職員及び管理職

県、市町とも女性管理職の割合は、長期的には増加傾向

平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在の県職員は 7,167 人で、女性職員 2,072 人 (28.9%)、男性職員 5,095 人 (71.1%) となっています。

このうち管理職 (室長相当職以上) にある女性職員は 30 人で、全管理職 595 人に占める割合は 5.0% となっており、前年と比較して、県立広島大学の公立学校法人化に伴って減少していますが、長期的には増加傾向で推移しています。

また、県内の市町職員は 29,312 人で、女性職員 11,155 人 (38.1%)、男性職員 18,157 人 (61.9%) となっています。

このうち管理職 (課長相当職以上) にある女性職員は 256 人で、全管理職 2,748 人に占める割合は 9.3% となっており、前年と比較して増加しています。

県職員の採用状況

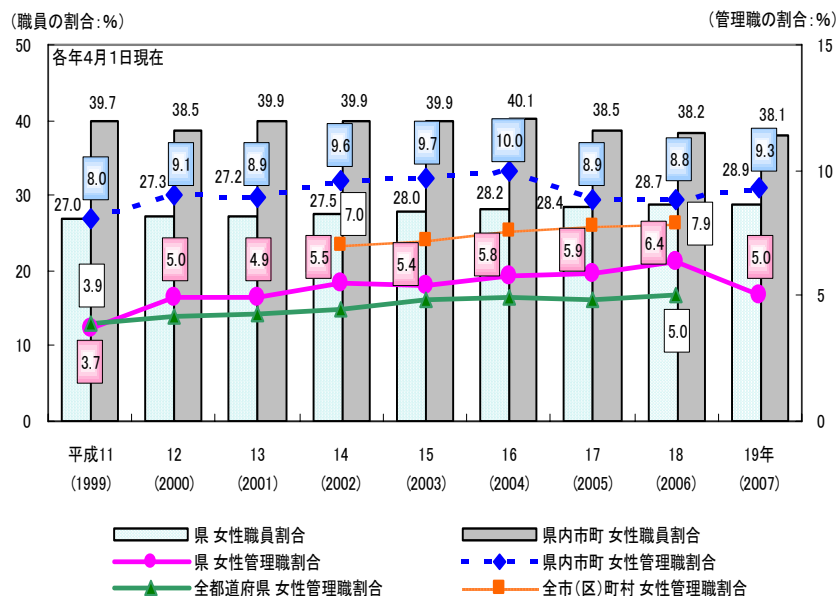
区 分	採用者数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)
平成 15(2003)年度	119	47	72	39.5
平成 16(2004)年度	95	35	60	36.8
平成 17(2005)年度	37	17	20	45.9
平成 18(2006)年度	33	14	19	42.4
平成 19(2007)年度	57	26	31	45.6

(注) 各年 4 月 1 日現在

採用者数：大学卒業程度試験，短期大学卒業程度試験，高校卒業程度試験及び身体に障害がある人を対象とした試験による採用者の合計 (警察官試験による採用者は含まない。)

資料：広島県人事委員会調べ

職員及び管理職の状況(全国・県・市町)



[平成 19(2007)年 4 月 1 日現在]

区 分	総数 (人)	女性 (人)	男性 (人)	女性割合 (%)	
県	職員数	7,167	2,072	5,095	28.9
	管理職	595	30	565	5.0
市町	職員数	29,312	11,155	18,157	38.1
	管理職	2,748	256	2,492	9.3

(注) 職員数には、教員は含まない。

県の職員数は、知事部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会及び公営企業部の一般職職員数 (平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在の職員数には、公立大学法人化に伴い県立大学教員は含まない。)

市町の職員数は、市町長部局，教育委員会事務局，議会事務局，各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数

平成 19 (2007) 年 4 月 1 日現在の全都道府県及び全市 (区) 町村の女性管理職割合は、内閣府が平成 19 (2007) 年 8 月に公表予定
全市 (区) 町村の女性管理職割合は、平成 14 (2002) 年から集計

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、広島県人事室，広島県人権・男女共同参画室，広島県教育委員会調べ

5 県内事業所の管理職

女性管理職を登用している事業所の割合は36.2%、全管理職に占める女性管理職の割合は「5%未満」が最多

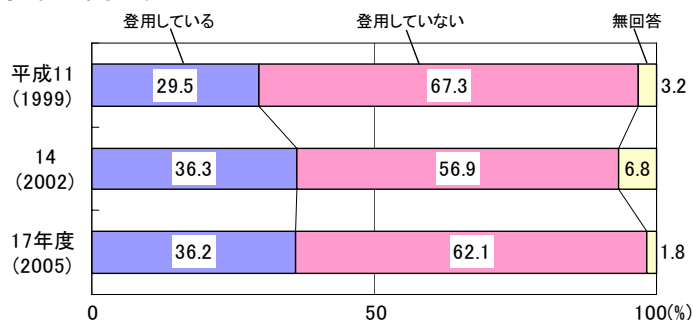
女性を管理職に登用している事業所の割合は36.2%で、平成14(2002)年度と比較すると、横ばい傾向にあります。

また、全管理職に占める女性管理職の割合は「5%未満」と回答した事業主の割合が42.6%となっています。

女性を管理職に「登用していない」主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

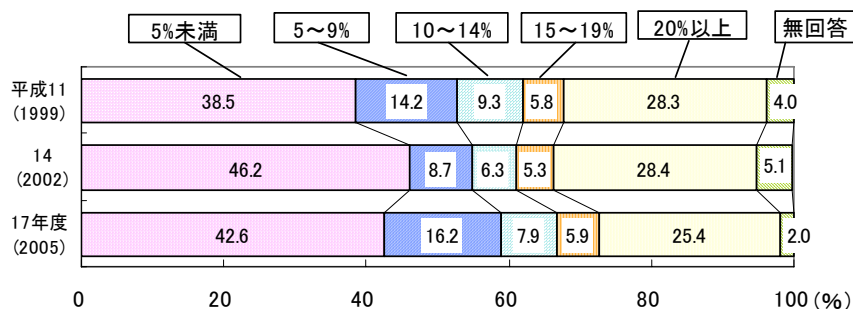
女性管理職の登用状況

〔事業主調査〕



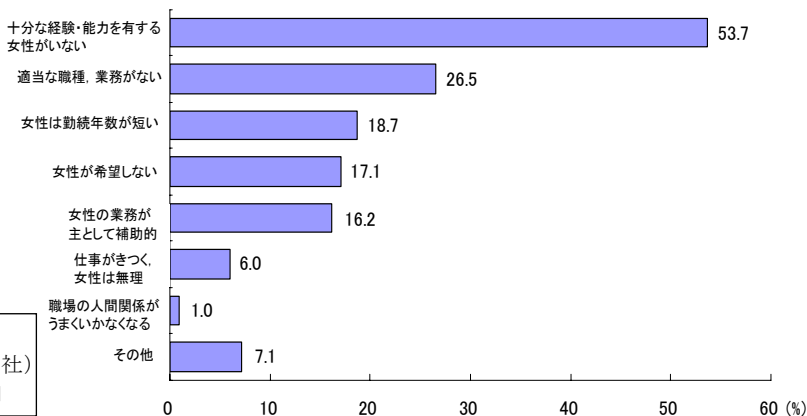
全管理職に占める女性管理職の割合

〔事業主調査〕



女性を管理職に登用しない理由〔平成17(2005)年度〕

〔事業主調査〕 (「登用していない」と回答した事業主) 複数回答



(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社 (平成 11 (1999)・14 (2002) 年度は 2,000 社)
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

6 農林水産業における方針決定の場への女性の参画

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況は10%未満

農林水産業に従事する女性の方針決定の場への参画状況は、農協役員が1.1%、農業委員が4.2%、漁協役員が0.5%などとなっています。

農林水産業における方針決定の場への女性参画状況

〔平成19(2007)年4月1日現在〕

区分	総数 (人)	女性	
		人数 (人)	割合 (%)
農協役員	436	5	1.1
農業委員	668	28	4.2
農業士	361	27	7.5
青年農業士	52	0	0.0
指導農業士	61	2	3.3
漁協役員	868	4	0.5

(注) 農協役員及び漁協役員は平成18(2006)年3月31日現在
資料：広島県農林水産部調べ

■ 意識

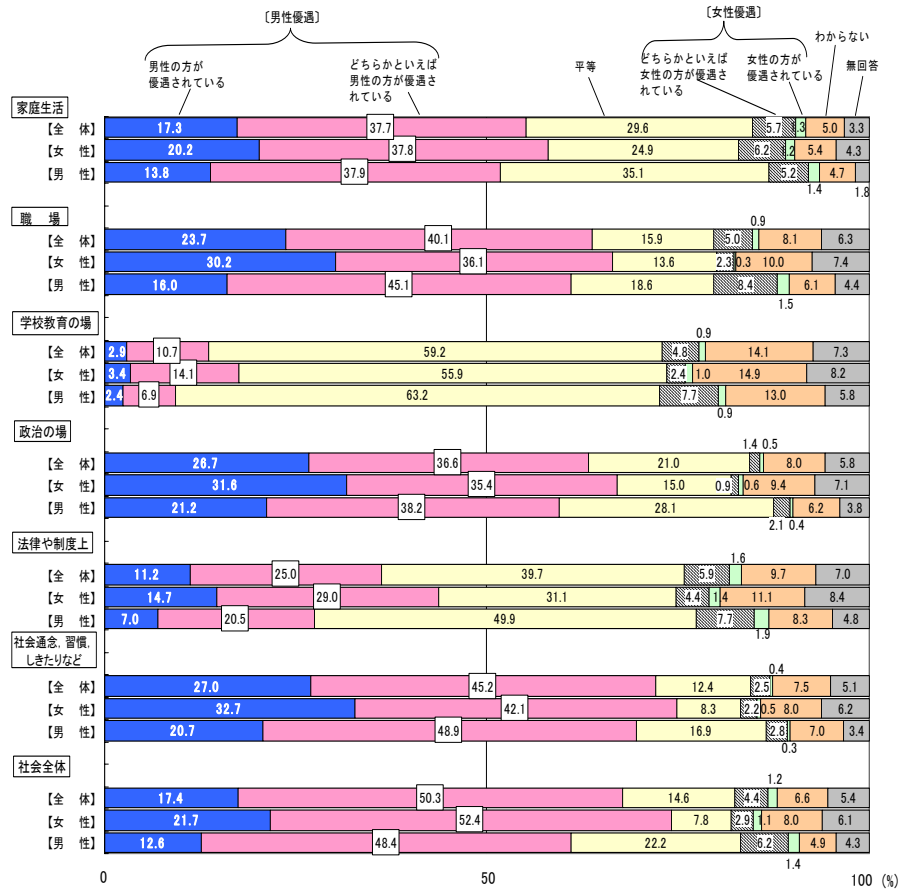
1 男女の地位

「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、[男性優遇]と感じている人の割合が50%以上

男女の地位の平等感について、[平等]と回答した人の割合は「学校教育の場」で59.2%と最も高く、次いで「法律や制度上」(39.7%)、「家庭生活」(29.6%)となっています。

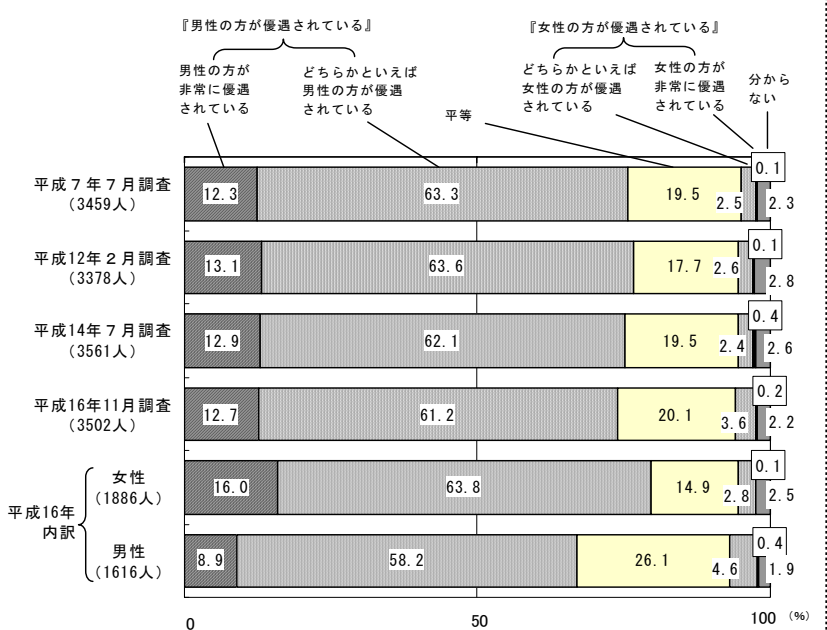
また、[男性優遇]（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、「社会通念、習慣、しきたりなど」が72.2%で最も高く、「社会全体」(67.7%)、「職場」(63.8%)と続いており、すべての分野で[女性優遇]（「どちらかといえば女性の方が優遇されている」+「女性の方が優遇されている」）を上回っています。

男女の地位の平等感



(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

【参考】社会全体における男女の地位の平等感(全国)



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

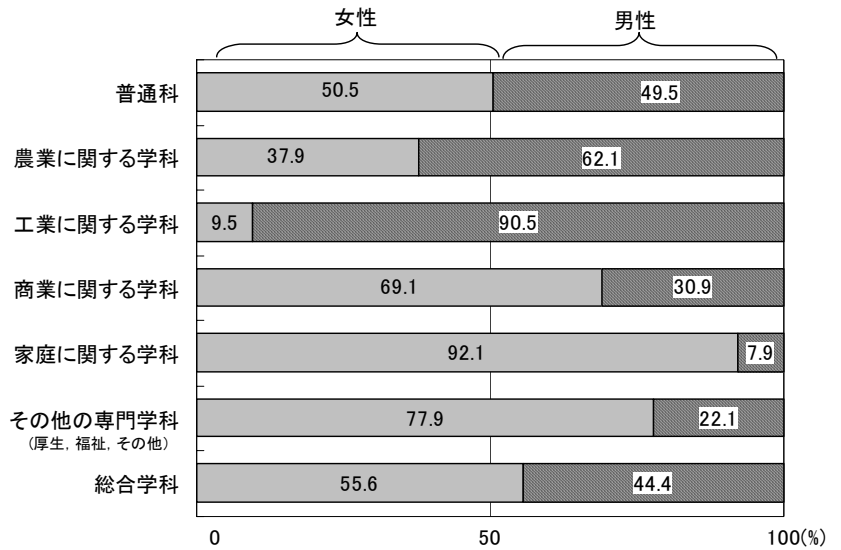
■ 教 育

1 高等学校の生徒

「家庭に関する学科」では女性が、「工業に関する学科」では男性が、90%以上

学科別に見ると、「家庭に関する学科」で、生徒数に占める女性の割合が92.1%と最も高く、男性の割合が最も高いのは、「工業に関する学科」の90.5%となっています。

② 高等学校学科別男女の割合



(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。
資料：広島県教育委員会「公立学校基本数」
(平成 18 (2006) 年度)

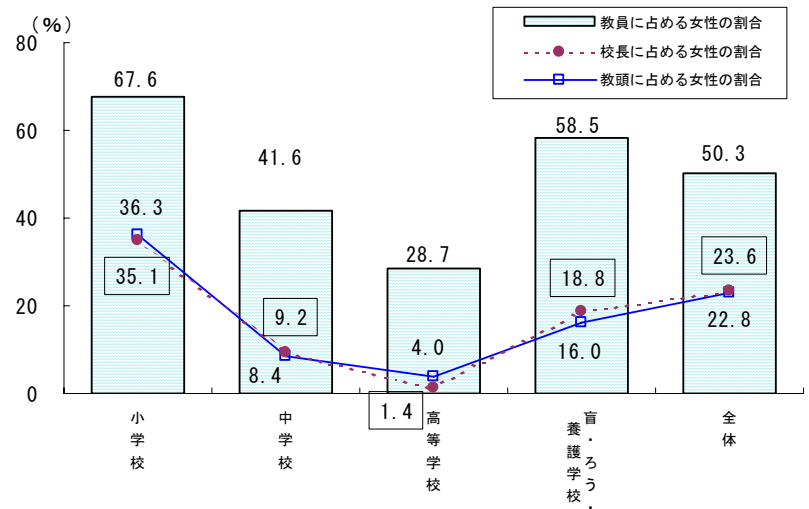
2 教員の状況

教員数の男女比率はほぼ同率
女性管理職の割合は校長 23.6%, 教頭 22.8%

平成 18 (2006) 年度の県内の小・中・高等学校, 盲・ろう・養護学校の教員数は, 22,418 人で, 女性 11,276 人 (50.3%), 男性 11,142 人 (49.7%) と, 男女比率はほぼ同率となっています。

このうち, 女性管理職の状況を見ると, 校長は 23.6%, 教頭は 22.8% となっています。

② 教員・校長・教頭に占める女性の割合



(単位：人)

区 分	教 員 数			校 長			教 頭		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
小学校	9,738	6,582	3,156	584	205	379	595	216	379
中学校	5,622	2,339	3,283	250	23	227	286	24	262
高等学校	5,952	1,708	4,244	138	2	136	198	8	190
盲・ろう・養護学校	1,106	647	459	16	3	13	25	4	21
県全体	22,418	11,276	11,142	988	233	755	1,104	252	852
割合 (%)		50.3	49.7		23.6	76.4		22.8	77.2
【参考】全国	982,368	472,204	510,164	38,088	4,857	33,231	43,272	6,509	36,763
割合 (%)		48.1	51.9		12.8	87.2		15.0	85.0

(注) 国立・公立・私立のすべてを含む。
資料：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成 18 (2006) 年度)

■ 家 庭

1 男性の家事等への参加

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が最多

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高く、次いで、「男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

2 1日の生活時間

2次活動の時間の使い方では、女性は家事・育児、男性は仕事の時間が長い

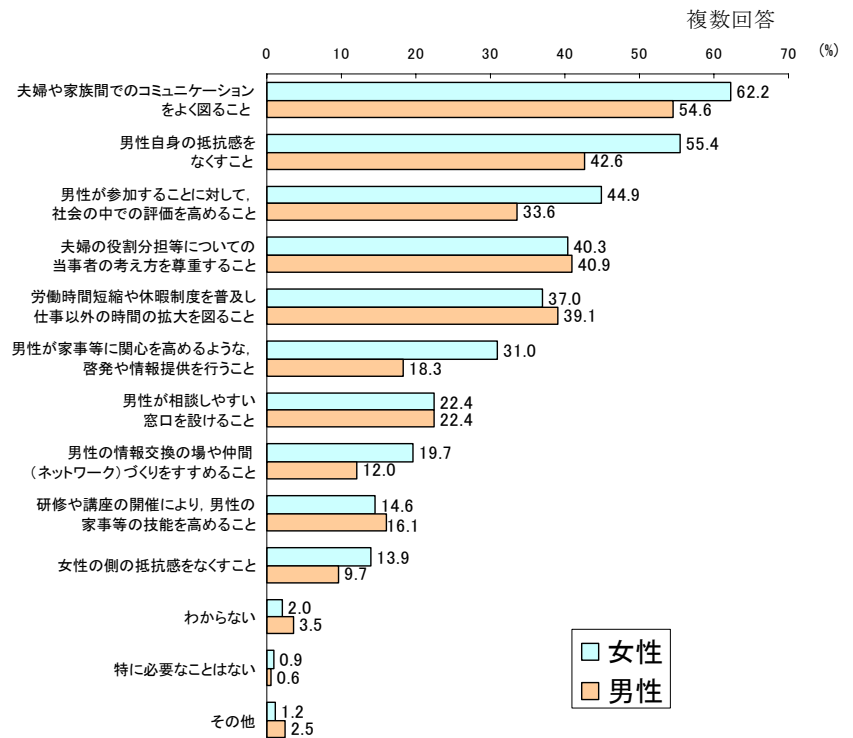
県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方では男女間に大きな違いが現れています。

その内訳を年代別に見ると、15～24歳の年代では学業と仕事関連の時間に男女の差はほとんどありませんが、そのほかの年代は、女性は家事関連・育児、男性は仕事関連の時間が長いという結果になっています。

- 1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動
- 2次活動：仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動：1次、2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

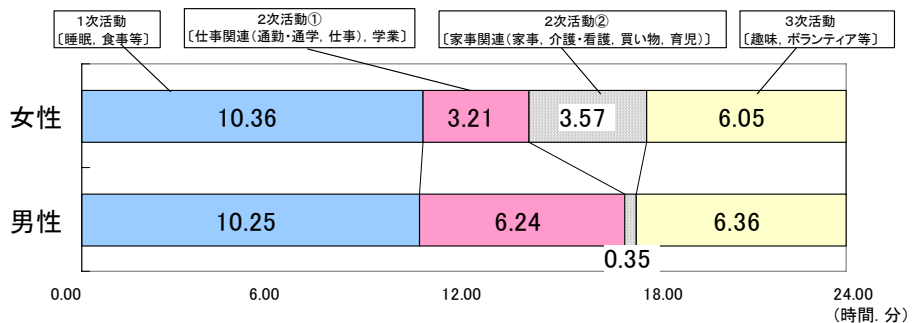
(注) 調査対象は、平成7年国勢調査調査区のうち、県内36市町、120調査区の中から無作為に抽出した約1,500世帯に居住する15歳以上の世帯員
資料：総務省「社会生活基本調査」(平成13(2001)年)

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

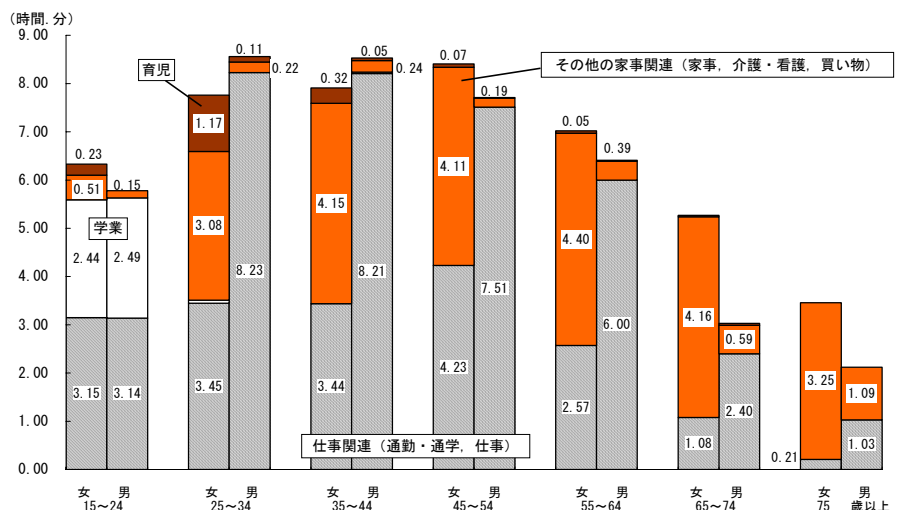


(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料：広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

1日の行動の種類別総平均時間数(15歳以上)



男女、年齢別の2次活動の生活時間



■ 健康

1 母子保健

周産期、乳児、新生児
及び妊産婦の死亡率は
近年は横ばい傾向

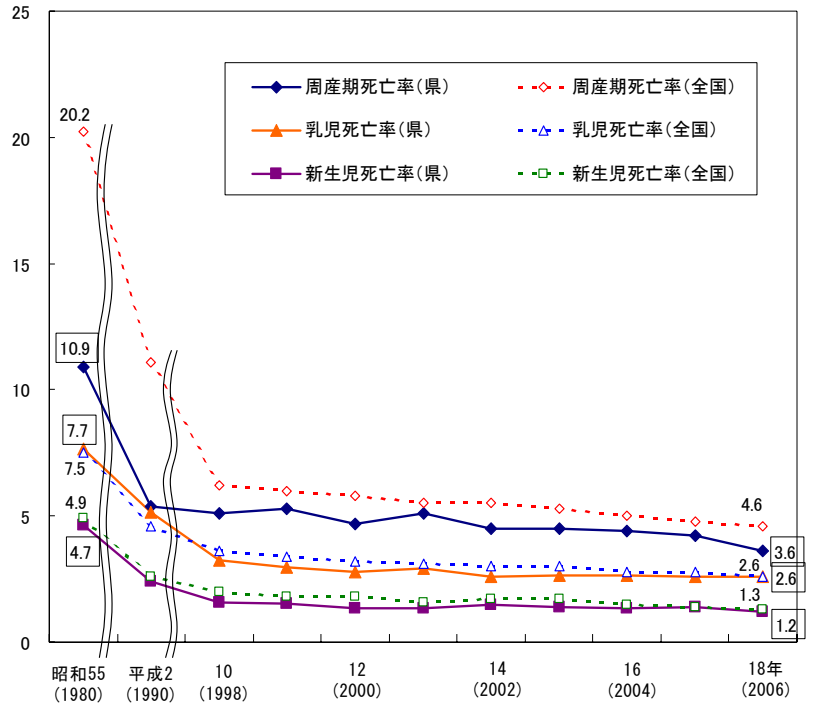
女性は、妊娠や出産の可能性
があることから、ライフサイク
ルを通じて、男性とは異なる健
康上の問題に直面することがあ
ります。

周産期、乳児、新生児、妊産
婦の死亡率の動向を見ると、
いずれの指標も年々低下して
います。また、近年では横ば
い傾向にあり、全国に比べて
低くなっています。

母子保健関係指標の推移

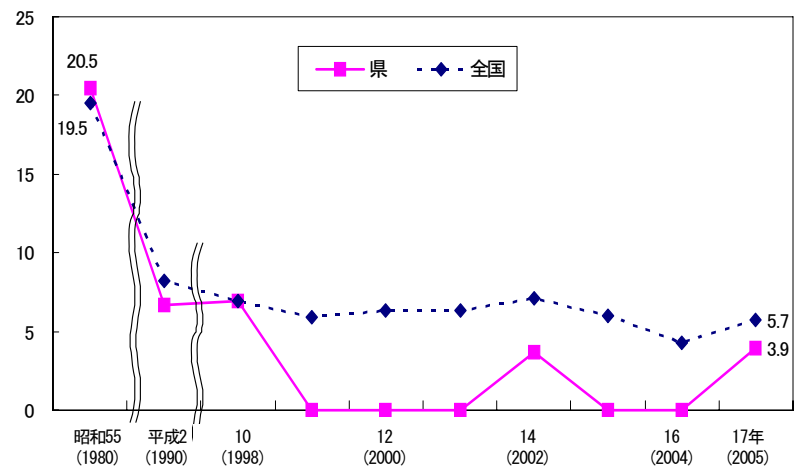
【周産期死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率の推移(全国・県)】

(出産千対、出生千対)



【妊産婦死亡率の推移(全国・県)】

(出産10万対)



(注)

周産期死亡率=年間の周産期死亡数(※)÷年間の出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数×1,000

※妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児(生後1週未満)死亡を加えたもの。

乳児死亡率={年間の乳児(生後1年未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000

新生児死亡率={年間の新生児(生後4週(28日)未満)死亡数÷年間の出生数}×1,000

妊産婦死亡率={年間の妊産婦死亡数(※)÷年間の出産(出生+死産)数(又は年間の出生数)}×100,000

※妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成18(2006)年の数値については概数)

■ 男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント

1 相談件数等

こども家庭センター等における相談件数等は減少

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における平成 18 (2006) 年度の相談件数は 6,413 件で、前年度より 749 件 (10.5%) 減少しています。相談件数のうち暴力逃避 (配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害) に関する相談は 1,968 件で, 30.7% を占めています。

また, 一時保護は 142 件で, 前年度より 23 件 (13.9%) 減少しており, そのうち DV (ドメスティック・バイオレンス。41 ページ参照) に関するものは 95 件で 66.9% を占めています。

平成 18 (2006) 年度に広島県女性総合センター「エソール広島」に寄せられた相談は, 電話相談が 2,020 件, 面接相談が 87 件となっています。

「エソール広島」相談事業における件数の状況 (平成 18 (2006) 年度)

区分	件数(件)	割合(%)
電話相談	2,020	—
うちDV	259 (272)	12.8 (13.3)
面接相談	87	—
うちDV	17 (23)	19.5 (25.8)
相談合計	2,107	—
うちDV	276 (295)	13.1 (13.8)

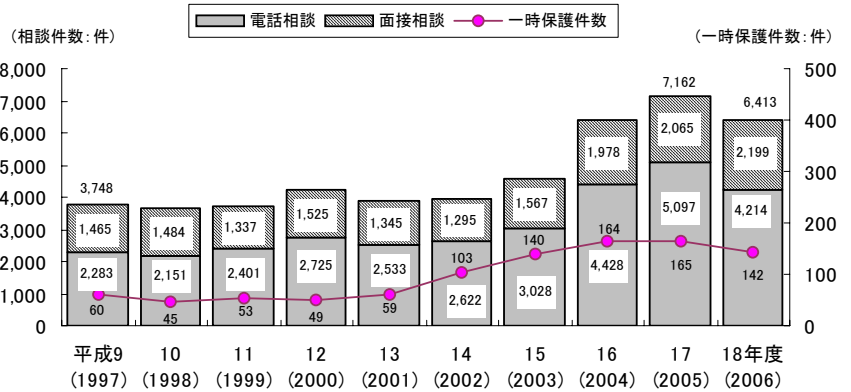
(注)括弧内は前年同期

2 性犯罪

電話相談件数は 249 件

平成 18 (2006) 年の「性犯罪相談 110 番」の電話相談件数は 249 件となっており, 前年と比較すると, 減少していますが, 「過去の性犯罪被害の悩み」に関するものなどは増加しています。

🔄 こども家庭センター等における相談件数等の推移



こども家庭センター等における相談件数等の状況 (平成 18 (2006) 年度)

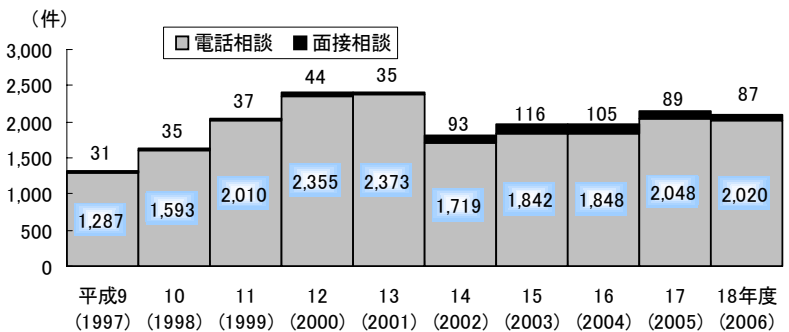
区分	件数 (件)	割合 (%)
面接相談	2,199	—
うち暴力逃避	706 (698)	32.1 (33.8)
電話相談	4,214	—
うち暴力逃避	1,262 (1,485)	29.9 (29.1)
相談合計	6,413	—
うち暴力逃避	1,968 (2,183)	30.7 (30.5)

区分	件数(件)	割合(%)
一時保護	142	—
うちDV	95 (99)	66.9 (60.0)

(注) 括弧内は前年同期

資料: 広島県福祉保健部調べ

🔄 「エソール広島」相談事業における件数の推移



資料: (財) 広島県女性会議調べ

🔄 「性犯罪相談110番」の受理件数

[平成 18 (2006) 年 1 月～12 月計]

内容	件数(件)	割合(%)
性犯罪の被害申告に関するもの	18 (15)	7.2 (3.8)
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	19 (9)	7.6 (2.3)
性的ないやがらせに関するもの	9 (5)	3.6 (1.3)
精神的な悩みに関するもの	4 (0)	1.6 (0.0)
男女の性に関するもの	15 (9)	6.0 (2.3)
事件容疑情報	18 (19)	7.2 (4.9)
つきまとい行為に関するもの	8 (5)	3.2 (1.3)
男女間暴力	6 (7)	2.4 (1.8)
上記以外の相談	152 (321)	61.0 (82.3)
合計	249 (390)	
女性	77 (79)	30.9 (20.3)
男性	39 (24)	15.7 (6.2)
不明	133 (287)	53.4 (73.6)

(注) 括弧内は前年同期

資料: 広島県警察本部調べ

3 セクシュアル・ハラスメント

【被害の有無・有無の認識と内容】

パートを含む男女とも、約20%が「あった」、「あったと思う」と回答

パートを含む男女従業員とも、それぞれ約20%が、セクシュアル・ハラスメント（42 ページ参照）が「あった」、「あったと思う」と回答しています。

内容では、「性的な冗談やかからかい、質問をされた」が43.4%と最も多く、次いで「不必要に肩や腰等身体を触られた」が40.7%となっています。

【防止対策の有無と内容】

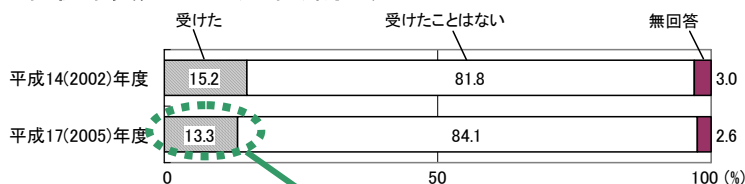
防止対策を講じている事業主の割合は37.4%

事業主は男女雇用機会均等法（29 ページ参照）により、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じるよう定められており、事業主の37.4%が防止対策を講じています。

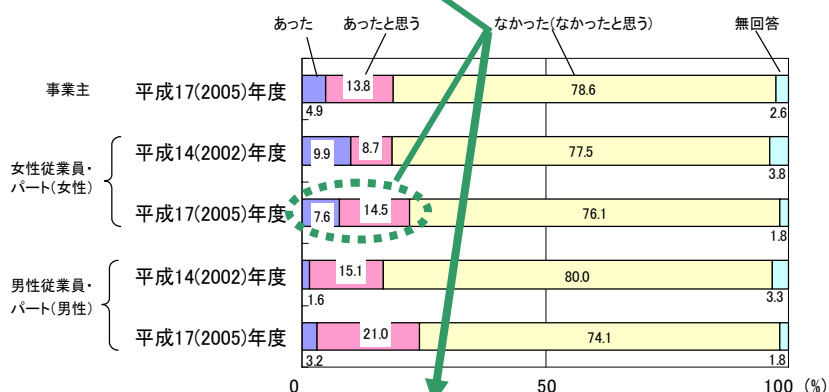
内容では、「就業規則等への明文化」が61.0%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」が48.6%となっています。

(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所 2,500 社（平成 11（1999）・14（2002）年度は 2,000 社）及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各 2,500 人（平成 11（1999）・14（2002）年度は 2,000 人）
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」

本人のセクシュアル・ハラスメント被害の有無 【女性従業員、パート(女性)調査】



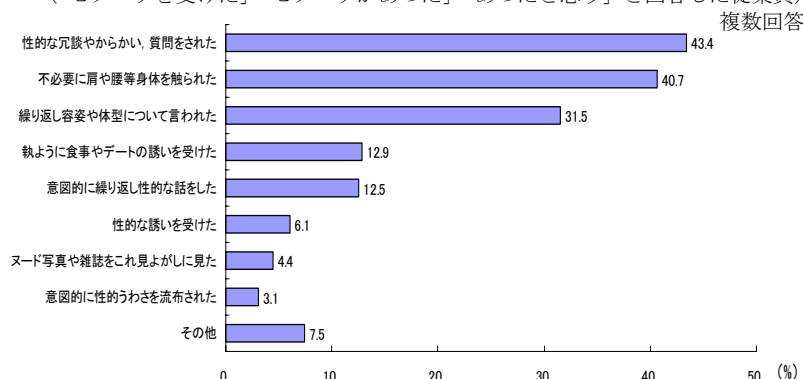
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの有無の認識



セクシュアル・ハラスメントの内容【平成17(2005)年度】

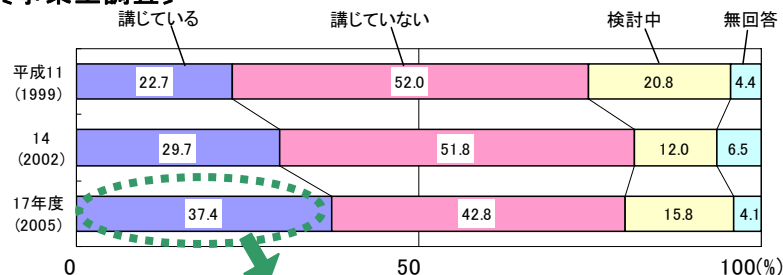
【女性従業員、パート(女性)調査】

(「セクハラを受けた」「セクハラがあった」「あったと思う」と回答した従業員)



セクシュアル・ハラスメント防止対策の有無

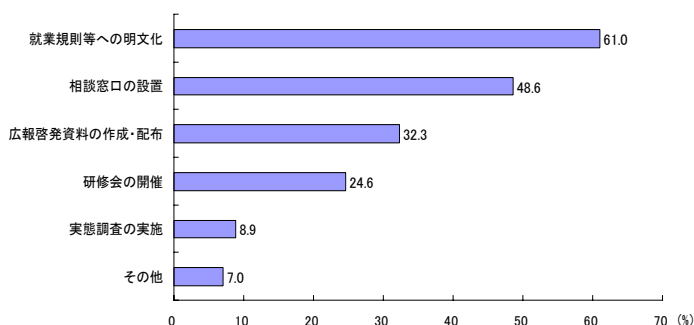
【事業主調査】



セクシュアル・ハラスメント防止対策の内容

【平成17(2005)年度】

(「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主) 複数回答



2 県の男女共同参画に関する指標

項目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	資料出所
	本 県	全 国			
総人口		2,870,907 人	127,055,025 人	12	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
	女 性	1,481,012 人	64,899,794 人	12	
	男 性	1,389,895 人	62,155,231 人	12	
65歳以上人口		604,276 人	25,792,190 人	11	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
	女 性	354,619 人	14,901,231 人	11	
	男 性	249,657 人	10,890,959 人	12	
15歳未満人口		404,267 人	17,533,066 人	12	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
	女 性	196,765 人	8,549,534 人	12	
	男 性	207,502 人	8,983,532 人	12	
世帯数	1,187,580 世帯	51,102,005 世帯		11	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」
1世帯当たり人員	2.42 人	2.49 人		36	平成 18 (2006)年 3月 31日 総務省 「住民基本台 帳人口要覧」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
3世代同居率	6.8%	8.6%		39	平成 17 (2005)年 10月 1日 総務省 「国勢調査」 (広島県人権・男女 共同参画室調べ)
平均寿命	—	—	—	—	平成 12 (2000)年 厚生労働省 「都道府県別生命 表」
女 性	85.09 歳	84.62 歳		11	
男 性	77.76 歳	77.71 歳		22	
平均初婚年齢	—	—	—	—	平成 18 (2006)年 厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
女 性	27.8 歳	28.2 歳		22	
男 性	29.5 歳	30.0 歳		26	
婚姻率 (人口千対)	5.7 人	5.8 人		10	平成 18 (2006)年 厚生労働省 「人口動態統 計月報年計」 (概数)
離婚率 (人口千対)	1.93 人	2.04 人		31	

項 目	数 値		全国 順位 (注1)	調査時点	資料出所	
	本 県	全 国				
出生率 (人口千対)	8.9 人	8.7 人	8	平成 18 (2006)年	厚生労働省 「人口動態統計月報年計」 (概数)	
合計特殊出生率	1.37 人	1.32 人	21			
死亡率 (人口千対)	9.0 人	8.6 人	28			
就業率		56.9%	56.0%	22	平成 17 (2005)年 10月1日	総務省 「国勢調査」 (広島県人権・男女 共同調査調べ)
	女 性	46.4%	45.5%	22		
	男 性	68.3%	67.3%	20		
共働き率	46.1%	44.4%	29	平成 17 (2005)年 10月1日	総務省 「国勢調査」 (広島県人権・男女 共同調査調べ)	
月間総実労働時間数 (事業所規模5人以上)		155.4 時間	150.2 時間	18	平成 17 (2005)年	厚生労働省 「毎月勤労統計調査年報」
	女 性	134.0 時間	130.9 時間	28		
	男 性	169.9 時間	164.5 時間	7		
月間現金給与総額 (事業所規模5人以上)		327.9 千円	344.9 千円	11		
	女 性	206.2 千円	211.2 千円	23		
	男 性	409.9 千円	425.5 千円	14		
平均勤続年数 (注2)		12.1 年	12.0 年	25	平成 18 (2006)年	厚生労働省 「賃金構造基本統計調査報告」
	女 性	8.9 年	8.8 年	27		
	男 性	13.4 年	13.5 年	24		
高等学校等進学率		97.4%	97.7%	37	平成 18 (2006)年度	文部科学省 「学校基本調査報告書」
	女 性	97.7%	98.0%	38		
	男 性	97.2%	97.4%	34		
大学等進学率		56.8%	49.3%	3		
	女 性	57.0%	50.6%	5		
	男 性	56.7%	48.1%	2		

(注1) 全国順位は、全都道府県の数値を降順に並べ替えたものの順位である。

(注2) 平均勤続年数の本県の全労働者の数値(12.1年)及び全国順位(25位)については、厚生労働省「平成18(2006)年賃金構造基本統計調査(都道府県別速報)」によるものである。

第 2 部

平成 1 8 (2006) 年度に
県 が 講 じ た 主 な 施 策

1 男女共同参画行政の総合的推進

(1) 県の男女共同参画行政の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、広島県男女共同参画審議会（資料編 70～71 ページ参照）の意見を踏まえ、広島県男女共同参画推進本部（資料編 74～75 ページ参照）を中心とした各部局の緊密な連携の下に、「広島県男女共同参画推進条例」（資料編 67～69 ページ参照）及びこれに基づく「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（資料編 72～73 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。

（県民生活部）

< 「広島県男女共同参画審議会」開催状況 >

開催日		審議事項
第1回	平成18（2006）年9月5日	今後の男女共同参画に関する施策等について
第2回	平成19（2007）年3月23日	

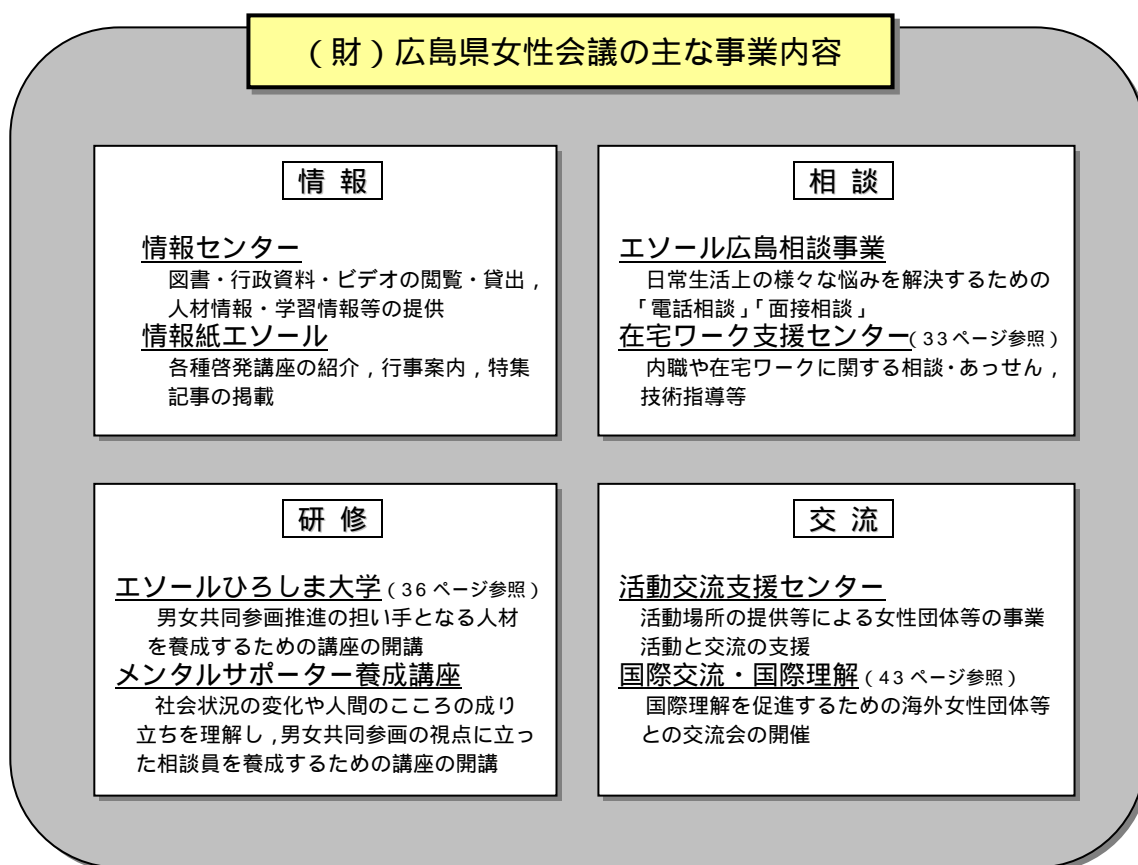
広島県男女共同参画審議会（平成19（2007）年3月23日）の会場写真



(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」との連携

県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、(財)広島県女性会議(資料編78~79ページ参照)が実施する情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする各種事業を支援するとともに、事業連携を図りました。

(県民生活部)



(財)広島県女性会議

男女共同参画社会づくりを推進するために昭和63(1988)年8月に県と女性団体が設立した財団法人。

男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設である広島県女性総合センター「エソール広島」において、情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする事業及び「エソール広島」の管理運営を行っている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

市町村合併など地域の枠組みが再編される中、市町においても男女共同参画社会の実現に向け、条例の制定（４市：広島，呉，福山，三次）や計画の策定（１４市町：平成 18（2006）年度末現在）など、様々な取組が進められています。（詳細については、第 4 部 61 ページからを参照）

こうした中、男女共同参画社会の実現に向け、地域における自主的な取組が広域的に展開されるよう、地域団体等の主催により、地域事務所単位で住民参加型イベントなどを行う地域男女共同参画推進事業の開催を支援しました。

（県民生活部）

< 地域男女共同参画推進事業実施状況 >

【尾三地域男女共同参画推進事業】

「みんなが輝くために ～ともに高めあおう尾道～」

開催日：平成 18（2006）年 12 月 7 日（木）
開催地：尾道市
内 容：講演「家族，社会における人間関係の再生を
目指して」（弁護士 大国和江さん）
アトラクション（みあがり踊り，和太鼓演奏）
パネル展「ひろしま人権メッセージパネル展」
主 催：尾道地域男女共同参画推進事業実行委員会



【備北地域男女共同参画推進事業】

「笑って！楽しんで！みんなで男女共同参画」

開催日：平成 18（2006）年 6 月 25 日（日）
開催地：三次市
内 容：講演「違いを認める 思い合う」
（俳優 藤田弓子さん）
親子体験教室（お菓子づくり）
演奏会（広島ジュニアマリンパアンサンブル）
寸劇「一歩踏み出せば...（地域編）」
パネル展「ひとりでがんばりすぎない介護」
主 催：三次市地域男女共同参画推進事業実行委員会
三次市



また、様々な分野における各種機関・団体と協働、連携しながら、各地域の男女共同参画に関する主体的な取組と県内全域における男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成を図るため、地域事務所単位で設置している「地域男女共同参画推進協議会」の定例会議に合わせてワークショップを開催するなど、自主的な活動を支援しました。

(県民生活部)

< 「地域男女共同参画推進協議会」定例会議等の開催状況 >

地 域	開 催 年 月 日	ワークショップ	
		講 師	テ ー マ
広島地域	平成19(2007)年 2月26日	SUN輝	いっしょにあした創り ～人とひと・心とこころのむすび愛～
呉地域	平成18(2006)年12月19日	タイニイ エッグズ	組織の中の男女共同参画の推進 ～リーダーの役割を考える～
芸北地域	平成18(2006)年11月13日	タイニイ エッグズ	組織の中の男女共同参画の推進 ～リーダーの役割を考える～
東広島地域	平成18(2006)年11月14日	SUN輝	いっしょにあした創り ～人とひと・心とこころのむすび愛～
尾三地域	平成18(2006)年11月20日	SUN輝	いっしょにあした創り ～人とひと・心とこころのむすび愛～
福山地域	平成18(2006)年10月16日	ひろしま女性大学 福山校同窓会	男と女 時代の流れの中で ～本音で語ろう男女共同参画～
備北地域	平成18(2006)年 9月 7日	タイニイ エッグズ	組織の中の男女共同参画の推進 ～リーダーの役割を考える～

地域男女共同参画推進協議会

地域における男女共同参画を推進するため、平成15(2003)年度に地域事務所単位で設置した組織。

[構成団体] 地域活動団体、福祉関係団体、事業主団体、
労働関係団体、農林水産業関係団体、
教育関係団体、行政機関[市町・県]
(事務局) 各地域事務所

「福山地域男女共同参画推進協議会」定例会議

ワークショップ(平成18(2006)年10月16日)



2 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備

労働基準法、男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解を深めるとともに、法の定着の促進を図るため、関係機関・団体等との連携により、男女雇用機会均等月間である6月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

(商工労働部)

<「働く女性の活躍推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成18(2006)年6月15日	福山市	93
平成18(2006)年6月16日	広島市	148

男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。

平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。

また、平成19(2007)年4月1日から、「性別による差別禁止の範囲の拡大」などを盛り込んだ改正法が施行された。

平成19年改正の主な内容

- 性別による差別禁止の範囲の拡大
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- セクシュアル・ハラスメント対策の強化
- 母性健康管理措置を企業名公表制度の対象に追加するなど男女雇用機会均等の実効性の確保

男女雇用機会均等月間 【毎年6月】

厚生労働省が、昭和61(1986)年度から実施。

平成18(2006)年度のテーマ

「会社がトライ 女性もトライ
- ポジティブ・アクションで
一人一人が活躍できる職場づくりを」

平成19(2007)年度のテーマ

「男性も女性も みんなにチャンス!!
- 性別ではなく“その人”を
みてますか? -」

さらに、職場における実質的な格差の是正を図り、女性の能力発揮支援や積極的な登用など、企業におけるポジティブ・アクションを促進するため、だれもがいきいきと働くことができる職場づくりに向け、女性労働者等を対象にしたセミナーを開催しました。

(商工労働部)

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成18(2006)年9月4日	広島市	60
平成18(2006)年9月11日	福山市	23

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー(平成18(2006)年9月4日)

広島会場の写真



ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備
特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、「未来に輝くこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進しました。

(福祉保健部)(商工労働部)

未来に輝くこども夢プラン

基本理念 『子どもが「夢」を持ち、子育てに「夢」が持てる、みんなで支える社会づくり』

子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進する上での基本理念、基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。

【策定年月】平成17(2005)年3月

【計画期間】平成17(2005)～21(2009)年度

次世代育成支援対策推進法

地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付けた法律。

具体的には、育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、「両立支援企業応援コーナー」を設置し、一般事業主行動計画の策定・実施を促進しました。

また、仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどで企業の取組内容を紹介する「仕事と家庭の両立支援企業登録制度」を創設しました。

さらに、一般事業主行動計画の策定・実施に当たり活用してもらうため、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を紹介する事例集を作成しました。

(商工労働部)

(登録マーク)



育児・介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。

平成13(2001)年には、休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇などを盛り込んだ改正が行われた。

また、次世代育成支援対策の重要な課題である仕事と家庭の両立について、企業の自主的な取組を促すため、仕事と家庭を考える月間である10月に事業主等を対象にセミナーを開催しました。

(商工労働部)

< 「少子化対策セミナー」開催状況 >

開催日	開催地	参加者数(人)
平成18(2006)年10月6日	広島市	130
平成18(2006)年10月12日	福山市	72

仕事と家庭を考える月間 【毎年10月】

厚生労働省が、平成7(1995)年度から実施。

平成18(2006)年度の目標

- 1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及びそれに基づく取組の推進
- 2 男女ともに育児休業等を取得しやすい環境の整備促進
- 3 両立指標を活用したファミリー・フレンドリー企業の普及促進
- 4 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けた取組の推進

**仕事と家庭の両立支援を積極的に推進している企業
(ファミリー・フレンドリー企業)**

「株式会社サタケ」は、会社の重点施策のひとつに「仕事と家庭の両立の推進」を掲げ、職場環境の整備を進めるとともに、自社のHPにおいて、男性の育児参加推進事業の取組について公表している。結果として、女性の育児休業取得率は、平成16(2004)、17(2005)年度とも100%で、平成17年度には男性1人が育児休業を取得し、平成18(2006)年度ファミリー・フレンドリー企業表彰「厚生労働大臣優良賞」を受賞。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。

平成11(1999)年度から毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」に合わせて、国により表彰が実施されている。

さらに、男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、乳児保育や一時保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行ったほか、男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ、地域活動へも積極的に参画できるよう、勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めました。

(福祉保健部)(商工労働部)

地域子育て支援センター

育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設される。

放課後児童クラブ

昼間、保護者が家庭にいない子どもたちが、児童館や保育所、学校の余裕教室、公民館等を活用して、遊びや生活をする場。

また、地域における子育て環境を創出し、保護者の孤立化や児童虐待を防止するため、(財)ひろしまこども夢財団が実施する事業に対して補助することにより、子育て家庭の支援や相談に応じる人材の養成、サークル間のネットワークづくりを目的とした交流会の実施など、地域社会全体で子育てを支えるための環境づくりを支援しました。

(福祉保健部)

(財)ひろしまこども夢財団

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

<主な保育関係事業の実施状況>

区 分	平成18(2006)年度	
	市町数	実施か所数
乳 児 保 育 促 進 事 業	5	20
休 日 保 育 事 業	2	7
一 時 保 育 事 業	17	169
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業	22	82
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 設 置 事 業	23	435

乳児保育促進事業は、広島市及び福山市を除く。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図るとともに、育児や介護等により自宅を離れることが困難な人の就業を支援するため、(財)広島県女性会議(資料編78~79ページ参照)への委託により在宅ワーク(内職)の相談・あっせんや技術指導を行う「在宅ワーク支援事業」を実施しました。

(商工労働部)

<「在宅ワーク支援事業」実施状況(平成18(2006)年度)>

名 称	相 談 件 数 (件)	あ っ せ ん 件 数 (件)
在宅ワーク支援センター広島	11,262	3,407
在宅ワーク支援センター福山	1,710	785
合 計	12,972	4,192

在宅ワーク支援センター広島



パートタイム労働法

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成 5（1993）年に施行。

労働者派遣法

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)

労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和 61（1986）年に施行。

平成 16（2004）年までに，対象業務の原則自由化，派遣労働者の権利保護，派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。

また，母子家庭の母や仕事と家庭の両立を支援するための知識等習得訓練を民間教育訓練機関等に委託し実施しました。

(商工労働部)

さらに，平成 14（2002）年度に開設したワンストップ雇用労働情報提供システム「わーくわくネットひろしま」により，求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を一元的に提供しました。

(商工労働部)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ~インターネットによる迅速・的確な情報提供~

「わーくわくネットひろしま」(パソコン版，携帯電話版)

求職者向け

求人情報，U・Iターン，多様なワークスタイル 起業支援，生活支援，障害者への支援 など

学生向け

就職ガイダンス情報，就業相談窓口，インターンシップ，求人情報など

労働者向け

雇用労働情報コーナー，勤労者福祉・福利厚生，労働大学，職場における男女均等の取扱いなど

事業主向け

助成金データベース 職業能力開発，障害者雇用，高齢者雇用など

パソコン版 : 「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>」

携帯電話版 : 「<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>」

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、「地域男女共同参画推進協議会」(28ページ参照)を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(県民生活部)(商工労働部)(農林水産部)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

女性の様々な分野への進出を支援するため、起業したい女性を対象に、経営に必要なマネジメント能力や知識の習得を図るビジネスプラン作成の講座・演習及び実地研修を行う「ひろしま女性起業塾」を開催し、起業や経営活動への参画に向けた取組を支援しました。

(商工労働部)

< 「ひろしま女性起業塾」開催状況 >

内 容	開催時期	開催地	受講者数 (人)
研修事前説明会 女性起業家講演会	平成18(2006)年10月21日	広島市	39
ひろしま女性起業塾	平成18(2006)年11月～ 平成19(2007)年2月(5～8日間)	広島市	10

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

「広島県男女共同参画推進条例」(資料編 67～69 ページ参照)の基本理念の重要な柱の一つでもある政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

その結果、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合については、「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」の目標値30.0%に対し、平成19(2007)年6月1日現在で25.9%となっています。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会を捉えて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために(財)広島県女性会議(資料編78～79ページ参照)が実施する「ひろしま女性いきいき講座」や「ひろしま女性大学」(平成18(2006)年10月～「エソールひろしま大学」)の運営を支援しました。

(総務部)(県民生活部)(教育委員会)(警察本部)

<ひろしま女性大学(人材養成課程)修了者数等>

区分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	受講者数	修了者数	
第17期	40	30	29	20	11	10	平成17(2005)年10月～ 18(2006)年9月
第1～17期 累計	1,089	834	746	557	343	277	

<エソールひろしま大学(基礎講座)修了者数等>

区分	総数(人)		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	受講者数 (うち男性)	修了者数 (うち男性)	
第1期	49 (8)	41 (7)	34 (5)	27 (5)	15 (3)	14 (2)	平成18(2006)年10月～ 19(2007)年3月

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進する地域団体に対する助成を行うとともに、NPO活動に対する理解を深め参加を促進するため、NPOに関する情報発信及び法人制度の普及啓発を行いました。

また、住民自治活動の活性化のため、市町が実施する地域づくりリーダー研修や地域課題解決のためのワークショップの開催などを支援しました。

(地域振興部)(県民生活部)

地域づくりリーダー研修



NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織。
継続的、自発的に社会貢献活動を行う、
営利を目的としない団体の総称。

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバル 広島会場・府中会場においてパネル展示等を実施したほか、ラジオ、インターネット、広報誌などや各種研修会、セミナー等の機会を通じて啓発を行いました。

また、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（資料編 72～73 ページ参照）の策定を機に、「広島県男女共同参画フォーラム」を実施しました。

（県民生活部）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】

平成13（2001）年度から内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁の主唱で実施。

平成18（2006）年度の標語

「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」

平成19（2007）年度の標語

「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」

< 「広島県男女共同参画フォーラム」開催状況 >

開催日	開催場所	内 容	参加者数(人)
平成19（2007）年 1月27日	エソール広島 （広島市）	第1部 基調講演 「あなたへのメッセージ ～輝く未来へ できること～」 （弁護士・前内閣府男女共同参画会議 議員 住田裕子さん） 第2部 「かんたん すっきり 人生を面白く する！ちょこっと川柳を読み解こう」 （タイニィ エッグズ&ウィメンズ98） パネル展示 各種資料の展示	第1部 273人 第2部 約140人

広島県男女共同参画フォーラム

第1部

第2部



2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

児童生徒一人ひとりが将来職業を持つ社会人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育成するため、キャリア教育の実践モデルの開発や、キャリア教育コーディネートセミナー、広島県キャリア教育推進フォーラムを実施しました。

(教育委員会)



(2) 生涯を通じた学習機会の提供

地域における男女共同参画に向けた機運の醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業を実施する(財)広島県女性会議(資料編78~79ページ参照)を支援しました。

開催に当たっては、地域の女性リーダーや「ひろしま女性大学」(36ページ参照、平成18(2006)年10月~「エソールひろしま大学」)の修了生が中心となり、地域のニーズに沿ったプログラムを作成するなど、修了生等に対する活動の場の提供にもつながりました。

(県民生活部)

3 家庭における男女共同参画の推進

男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

家庭での基本的な生活習慣づくりを推進し、地域を巻き込んだ家庭の教育力の向上を図るため、「食べる!遊ぶ!読む!」応援プロジェクトとして、「食・遊・読」サポート隊への登録、「食・遊・読」アドバイザーの登録・紹介、「食・遊・読」実践交流会の開催などを実施し、地域の団体やグループ等が主体的に展開している地域活動を支援しました。

(教育委員会)

「食べる!遊ぶ!読む!」応援プロジェクト

- ・「食・遊・読」サポート隊：県内で「食・遊・読」に関する地域活動を展開している団体などの掘り起こしと活性化をねらいとする登録制度(平成18年度末登録数：158団体)
- ・「食・遊・読」アドバイザー：「食・遊・読」に関するアドバイスやメッセージ、サポート隊への専門的なアドバイスをホームページ等により発信(平成18年度末アドバイザー登録数：23名)
- ・「食・遊・読」実践交流会：「食・遊・読」に関する地域活動を展開している団体などと参加者の交流の場(平成18年度実施数：県内3会場)

また、経済団体・県・(財)ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり ひろしま応援隊」を結成し、「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。

(福祉保健部)

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対象 乳児・幼児・小学生のいる家庭

サービス内容 企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定
(料金の割引やポイントアップ, 子どもにやさしい施設の提供など)

実施期間 サービス期間: 平成19年2月1日から平成20年3月31日まで(第1期)

サービスの提供 子ども連れで来店・来所された場合

子ども連れでない場合には、Kids 情報送信サービス()から送信される「イクちゃんサービス」の画面を提示すれば同様のサービスが受けられます。

Kids 情報送信サービスとは、(財)ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12歳以下の子どもの保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの(無料)



ステッカーイメージ

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
- ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介

パソコン <http://www.yumezaidan.or.jp/ouentai/>

携帯サイト <http://www.yumezaidan.or.jp/ouentai/k>

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。

また、女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど、母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに、周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児救急医療体制の充実に努めました。

(福祉保健部)

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実に努め、高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに、障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、「ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)」及び「広島県障害者プラン」の推進に努めました。

さらに、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する計画として、「広島県障害福祉計画」を策定しました。

(福祉保健部)

ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)

老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者保健福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。

【策定年月】平成18(2006)年3月

【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度

広島県障害者プラン

障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。

【策定年月】平成16(2004)年3月

【計画期間】平成16(2004)～25(2013)年度

広島県障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。

【策定年月】平成19(2007)年3月

【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度

また、女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関へ普及啓発を行いました。

(県民生活部)

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、広島こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護委託や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。

また、DV防止法第2条の3で都道府県に義務付けられている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を平成18年6月に策定しました。

さらに、民間支援団体が行う、普及啓発、シェルター立上げや被害者ケアを支援しました。

(福祉保健部)

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。

被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。

基本理念 「配偶者からの暴力のない社会」
「配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会」
「配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会」

【策定年月】平成18（2006）年6月

【計画期間】平成18（2006）年度～平成22（2010）年度

シェルター

民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。居住場所や食事等を提供し、様々な相談に応じるなど、被害者に対する援助を行っている。

また、行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。

さらに、市町における「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。

(福祉保健部)

「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議

行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成13(2001)年10月に設置。

平成14(2002)年10月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を3地域(西部・東部・北部)に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置

配偶者暴力相談支援連絡会

DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。

平成18年度末までに、県内で3市2町が設置

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

(総務部)(県民生活部)(商工労働部)(教育委員会)

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

男女雇用機会均等法(29ページ参照)においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

また、ストーカー規制法やDV防止法(41ページ参照)等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、婦人相談員の増員など、相談体制の充実を図りました。

さらに、被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。

(福祉保健部)(警察本部)

ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。

「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。

また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際協力機構（JICA）の研修生を受け入れ、（財）広島県女性会議（資料編 78～79 ページ参照）においても研修を実施しました。

また、国際連合を始めとする国際機関の動向や国際的な取組指針など、男女共同参画に関する国からの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（県民生活部）

国際交流・国際理解事業

〔平成18（2006）年度 JICA 国別研修・フィリピン
「女性起業家育成支援」コース〕

開催日 平成18（2006）年11月28日（火）
開催地 エソール広島（広島市）
参加者 フィリピン共和国「女性起業家」育成支援担当者10名
内 容 「広島県女性会議の役割」
講師：吉村幸子（（財）広島県女性会議副理事長）
「ひろしま女性大学で学んで」
講師：小林富子（第8期修了生、農村女性起業サポーター）
施設見学など



3 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧

環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）		現況値 ^{注1} （年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備						
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業） ^{注2}	95.9%	H 1 7 (2005)	99.4%	H 1 8 (2006)	100%	H 2 1 (2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（中小企業） ^{注2}	3.3%	H 1 7 (2005)	6.5%	H 1 8 (2006)	25%	H 2 1 (2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5%	H 1 7 (2005)	87.2%	H 1 8 (2006)	100%	H 2 1 (2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H 1 7 (2005)	12企業	H 1 8 (2006)	18企業	H 2 1 (2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	10か所	H 1 7 (2005)	11か所	H 1 8 (2006)	20か所	H 2 1 (2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H 1 7 (2005)	19,400人	H 1 8 (2006)	20,621人	H 2 1 (2009)
延長保育実施か所数 ^{注3}	339か所	H 1 7 (2005)	347か所	H 1 8 (2006)	400か所	H 2 1 (2009)
放課後児童クラブ実施か所数 ^{注3}	428か所	H 1 7 (2005)	435か所	H 1 8 (2006)	450か所	H 2 1 (2009)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
女性の農業委員数	30人	H 1 7 (2005)	28人	H 1 8 (2006)	46人	H 2 2 (2010)
家族経営協定の締結数	101件	H 1 6 (2004)	98件	H 1 8 (2006)	328件	H 2 2 (2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備						
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H 1 6 (2004)	33人	H 1 8 (2006)	100人	H 2 2 (2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	H 1 6 (2004)	147グループ	H 1 8 (2006)	300グループ	H 2 2 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会）	24.0%	H 1 7 (2005)	24.6%	H 1 8 (2006)	30%	H 2 2 (2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^注 を除く。）	29.5%	H 1 7 (2005)	30.4%	H 1 8 (2006)	35%	H 2 2 (2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H 1 7 (2005)	834人	H 1 8 (2006)	1,000人	H 2 2 (2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進						
NPO法人数（人口10万人当たり）	11.3法人	H 1 6 (2004)	16.3法人	H 1 8 (2006)	17法人	H 2 0 (2008)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備						
(3) 市町等との連携強化・取組支援						
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H 1 7 (2005)	60.9%	H 1 8 (2006)	100.0%	H 2 2 (2010)

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)		現況値 ^{注1} (年度)		目標値 (年度)	
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実						
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実						
長期職場体験実施校の割合 (公立中学校)	14.7%	H 1 7 (2005)	54.8%	H 1 8 (2006)	60%	H 2 0 (2008)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合 (県立高校)	23.7%	H 1 6 (2004)	29.5%	H 1 8 (2006)	40%	H 2 0 (2008)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供						
ひろしまナビネットへのアクセス件数	68,833件	H 1 6 (2004)	76,570件	H 1 8 (2006)	90,000件	H 2 0 (2008)
3 家庭における男女共同参画の推進						
(2) 家庭教育・子育て支援の充実						
地域子育て支援センター実施か所数 ^{注3}	77か所	H 1 7 (2005)	82か所	H 1 8 (2006)	116か所	H 2 1 (2009)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)		現況値 ^{注1} (年度)		目標値 (年度)	
1 生涯を通じた健康と自立の支援						
(1) 生涯を通じた健康対策の推進						
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	H 1 7 (2005)	6圏域	H 1 8 (2006)	7圏域	H 2 0 (2008)
周産期死亡率 (人口千人当たり) ^{注5}	4.4人 (全国9位)	H 1 6 (2004)	3.6人 (全国1位)	H 1 8 (2006)	全国1位	H 2 0 (2008)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援						
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) 提供量	0人	H 1 7 (2005)	109人	H 1 8 (2006)	2,408人	H 2 0 (2008)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護予防を含む) 定員数	2,048人	H 1 6 (2004)	3,609人	H 1 8 (2006)	3,976人	H 2 0 (2008)
グループホーム・ケアホームサービス量 (1か月分) ^{注6}	600人分	H 1 8 (2006)	600人分	H 1 8 (2006)	938人分	H 2 0 (2008)
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H 1 7 (2005)	1.2%	H 1 8 (2006)	7.8%	H 2 2 (2010)

(注1) 計画策定時の数値は、H 1 6 (2004) 年度又はH 1 7 (2005) 年度の数値であり、現況値は、平成 1 8 (2006) 年度末までに更新された数値である。

(注2) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注3) 「未来に輝く子ども夢プラン」の目標値が平成 1 8 (2006) 年度に見直されたことから、見直し後の目標値を記載している。

(注4) 5 審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注5) 妊娠 2 2 週から生後 1 週間未満の期間における人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

(注6) 平成 1 9 (2007) 年 3 月に「広島県障害福祉計画」を策定したことから、指標名、計画策定時の数値 (年度) 及び目標値 (年度) を変更している。

第 3 部

平成 1 9 (2007) 年度に
県が講じようとする施策

平成19（2007）年度に県が講じようとする施策

基本的な視点

*基本となる施策の方向

- (*)県の施策
- 具体的施策

事業名及び事業概要	H18年度 予算額	H19年度 予算額	担当機関
(注)予算額は、当初予算額を示している。(単位:千円)			

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ① 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進

男女雇用機会均等セミナーの開催 男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解と法の定着促進を図るため、男女雇用機会均等月間(6月)を中心に啓発活動を実施	175	188	商工労働部	労働福祉室
労働情報誌「ひろしま労働」の発行 女性労働問題等に関する情報の提供 (年3回、各1,600部)	612	306	商工労働部	労働福祉室
労働支援融資(職場環境改善資金) 女性等の能力活用や労働時間短縮設備の導入、福利厚生施設の充実などの改善を行うととする中小企業者等への融資	雇用促進支援資金の融資枠 2,200,000千円の内数	労働支援融資の融資枠 1,700,000千円の内数	商工労働部	商工金融室

- ② 女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーの開催 女性が能力を十分に発揮し、職場における実質的な格差の是正が図れるよう、事業主等を対象としたセミナーを開催し、各企業におけるポジティブ・アクションを促進	624	616	商工労働部	労働福祉室
交番への女性仮眠室の設置 女性警察官が、交番で三交替勤務をできるよう仮眠室を整備	-	-	警察本部	

- ③ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

管理監督者への女性の登用 全職場における女性職員の職域拡大、管理監督者への積極的な登用を促進	-	-	総務部 人事委員会 教育委員会 警察本部	人事室 総務課 教職員課
自治大学校第1部・第2部特別課程研修への派遣 自治大学校第1部・第2部特別課程研修へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治大学校 ・時期 9～10月 ・対象 1人	327	327	総務部	人事室
女性管理監督者研修会への派遣 地方自治体女性管理監督者研修会へ女性職員を派遣 ・実施機関 自治体女性管理者フォーラム ・時期 9月 ・対象 1人	193	193	総務部	人事室
女性職員ステップアップセミナーの実施(自治研修センター事業) 女性職員を対象に、総合的な行政能力の向上を図る研修を実施	-	-	総務部	人事室
女性警察官の人材養成と職域拡大 女性警察官の人材養成と各部門への職域拡大	-	-	警察本部	

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

① 育児・介護休業法等の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進

	一般事業主行動計画策定の支援 「両立支援企業応援コーナー」により、企業による仕事と子育ての両立のための取組(一般事業主行動計画の策定・実施)を促進	1,439	749	商工労働部	労働福祉室
【新規】	職場環境実態調査の実施 男女がともに働きやすい職場環境と次世代育成支援社会に向けた企業の取組状況を把握		624	商工労働部	労働福祉室
【新規】	ママの再チャレンジ支援(合同企業面接会) 両立支援に取り組む企業を集めた合同企業面接会(託児付)を開催し、出産・育児などで離職し再就職を希望する女性を支援 ・時 期 9月下旬 ・参加企業 30社(行動計画策定企業優先)		2,000	商工労働部	労働福祉室
	労働支援融資(次世代育成支援資金) 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定・実行する中小企業者等への融資	雇用促進支援資金の融資枠 2,200,000千円の内数	労働支援融資の融資枠 1,700,000千円の内数	商工労働部	商工金融室
	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(H16年度策定)の取組を推進 ・広島県特定事業主行動計画「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」 ・広島県教育委員会特定事業主行動計画 ・広島県警察次世代育成支援対策行動計画	-	-	総務部 教育委員会 警察本部	人事室 総務課 教職員課

② 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた環境の整備を推進するための啓発 特に、働き方の見直しに向けた事業主に対する労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備に関する啓発

	普及啓発 労働者の多様な事情や業務の態様に応じた労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等について企業への啓発	-	-	商工労働部	労働福祉室
	仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催 ファミリー・フレンドリー企業(仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業)における人事労務管理制度について、広く企業等への周知を図り、ファミリー・フレンドリー企業への転換を促進	198	187	商工労働部	労働福祉室

③ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けるための多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

	一時保育事業 保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のために緊急・一時的な保育を行う市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	58,559	51,105	福祉保健部	こども家庭支援室
	保育所地域活動事業 地域の特性に応じた幅広い活動事業等を行う市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	2,416	4,160	福祉保健部	こども家庭支援室
	休日保育事業 日曜日や祝日等に保育を実施する市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	409	840	福祉保健部	こども家庭支援室
	特定保育事業 恒常的な入所に至らない週一定程度利用する児童の保育を実施する市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	24,414	13,607	福祉保健部	こども家庭支援室
【新規】	病児・病後児保育事業(自園型) 通園児の体調不良に対応する保育及び実施体制の確保を行う市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3		4,832	福祉保健部	こども家庭支援室
	放課後児童健全育成事業 仕事等により、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館を利用して、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブを実施する市町に助成 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3	245,772	295,895	福祉保健部	こども家庭支援室
【新規】	放課後子ども教室推進事業 次世代育成支援の観点から「放課後児童クラブ」(厚生労働省補助事業)と連携し、子どもたちを対象とした安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進 【負担割合】 県2/3(国1/3)、市町1/3		72,092	教育委員会	生涯学習課

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

① パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保に向けたパートタイム労働法、労働者派遣法等の普及啓発

	普及啓発 パートタイム労働法等の普及啓発	-	-	商工労働部	労働福祉室
--	-------------------------	---	---	-------	-------

② 多様な就業ニーズに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実

	在宅ワーク支援事業 在宅ワーク(内職)に関する相談、あっせんなどを委託実施 委託先: (財)広島県女性会議	4,212	3,765	商工労働部	労働福祉室
--	---	-------	-------	-------	-------

③ 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

高等技術専門学校における短期課程訓練の実施 短期課程訓練として離転職等の女性を主たる対象とした職業訓練 1 広島高等技術専門学校 ・介護サービス科 定員:30人(延60人) 訓練期間:6か月,入校時期:4月,10月 ・調理サービス科 定員:20人(延40人) 訓練期間:6か月,入校時期:4月,10月 2 福山高等技術専門学校 ・介護サービス科 定員:30人(延60人) 訓練期間:6か月,入校時期:4月,10月	3,755	3,755	商工労働部	職業能力開発室
緊急未就職者訓練事業(知識等習得訓練) 母子家庭の母や仕事と家庭の両立を支援するための知識等習得訓練を民間教育訓練機関等へ委託して実施 1 広島高等技術専門学校 ・パソコン基礎科 定員:20人 訓練期間:3か月 2 福山高等技術専門学校 ・パソコン活用科 定員:20人 訓練期間:3か月	8,820	8,820	商工労働部	職業能力開発室
【新規】 女性のチャレンジ支援 チャレンジに必要な情報の提供や、女性が少ない分野で活躍する女性とこれからチャレンジしようとする若い女性との交流の場づくりを実施する(財)広島県女性会議を支援		373	県民生活部	人権・男女共同参画室

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

① 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発

普及啓発及び取組支援 商工会議所等の女性部活動事業に対する支援	6,700	7,200	商工労働部	経営支援室
普及啓発及び取組支援 農山漁村地域の女性団体等の取組支援、活動状況の広報等	-	-	農林水産部	農業経営室

② 男女共同参画の視点に立った経営が行われるための環境の整備

女性農業者等育成・確保支援事業 <女性の担い手育成・確保支援> 女性認定農業者の育成や集落営農への女性の参画を促進する国直轄の補助事業の活用が図られるよう関係機関へ情報を提供 <高齢者による担い手育成・確保支援> 担い手育成及び集落営農への参画等高齢者による自発的活動の支援	-	-	農林水産部	農業経営室
---	---	---	-------	-------

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

① 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援

② 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援

経営・技術力強化支援事業 広島県商工会連合会が小規模事業者の要請に応じて専門家を派遣する事業を支援	1,000	1,200	商工労働部	経営支援室
--	-------	-------	-------	-------

③ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

資質向上対策推進事業 商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援	3,400	3,400	商工労働部	経営支援室
--	-------	-------	-------	-------

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ① 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発

普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議への支援 等	-	-	県民生活部 全部局	人権・男女共同参画室
治安対策 「減らそう犯罪」安全なまちづくり推進条例に基づく広島県「減らそう犯罪」推進会議への参画	-	-	警察本部 全部局	

- ② 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用

審議会等委員への女性の参画の推進 県の審議会への女性の参画を積極的に推進	-	-	総務部 教育委員会 全部局	人事室 総務課
---	---	---	---------------------	------------

- ③ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ

法等の普及啓発 男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画(第2次)の普及啓発	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室
--	---	---	-------	------------

- ④ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

「エソールひろしま大学」の運営支援 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、(財)広島県女性会議が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援 1 基礎講座 ・期間 19(2007)年10月～20(2008)年3月[6か月] ・定員 広島校30人、福山校20人 2 応用講座 ・期間 19(2007)年4月～19(2007)年9月[6か月] ・定員 広島校30人、福山校20人 ほか	4,390	4,150	県民生活部	人権・男女共同参画室
---	-------	-------	-------	------------

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ① 男女の地域活動への参画拡大に向けたボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

NPO・ボランティア活動促進事業 NPOに関する情報の発信及び法人制度の普及啓発を行い、NPOに対する県民の理解と参加を促進	1,209	1,175	県民生活部	文化・県民協働室
住民自治活動フォローアップ事業 市町が実施する住民自治活動の活発化や地域課題の解決に向けた取組を支援	7,000	7,000	地域振興部	地域づくり推進室

- ② 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

地域の取組支援 ・地域男女共同参画推進協議会の運営を支援するとともに情報交換の場として活用 ・国や他の地方公共団体等の取組状況等に関する情報を県内関係機関等へ幅広く提供	647	627	県民生活部	人権・男女共同参画室
--	-----	-----	-------	------------

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ① 男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進

男女共同参画推進本部(幹事会)の開催 男女共同参画関連施策の実施状況の把握及び今後の推進方策の検討	-	-	県民生活部 全部局	人権・男女共同参画室
--	---	---	--------------	------------

- ② 施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証

「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の作成 行動目標の達成に向けた施策推進状況の把握、具体的施策の成果の検証 (男女共同参画基本計画に掲げる行動目標の達成に向けた進行管理)	210	210	県民生活部 全部局	人権・男女共同参画室
--	-----	-----	--------------	------------

- ③ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

男女共同参画に関連する基礎数値の調査・分析 男女共同参画に関連するデータ収集・分析、市町及び大学等の取組状況に関する調査	-	-	県民生活部 全部局	人権・男女共同参画室
---	---	---	--------------	------------

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

① 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実・強化及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業の展開

エソール広島の管理・運営、事業の充実強化 エソール広島の各種機能を充実させるため、その管理運営を行う(財)広島県女性会議を支援	—	—	県民生活部	人権・男女共同参画室
広島県女性総合センター修繕事業 空調設備、冷温水発生器等の改修	1,959	11,596	県民生活部	人権・男女共同参画室

② 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供及び県民等からの相談・要望等に適切に対応するための体制整備

「エソール広島情報センター」の運営を支援 男女共同参画に関する各種情報の収集及び提供 ・女性団体情報 登録団体:75団体 ・人材情報 エソール人材バンク:登録者800人 ・各種資料 図書, 行政資料, ビデオ等 ホームページ運営	1,129	789	県民生活部	人権・男女共同参画室
エソール相談コーナーの運営支援 日常生活上の様々な悩みの解決を図るため「電話相談」と「面接相談」を実施するほか、女性の学習、社会参画等の活動に関する相談に対応	836	785	県民生活部	人権・男女共同参画室

(3) 市町等との連携強化・取組支援

① 男女共同参画社会づくりに向けた情報提供などによる市町の取組に対する積極的な支援及び産学官連携による男女共同参画の推進

地域男女共同参画推進事業 男女共同参画を推進するため、地域団体等が地域の実情に応じて実施する住民参加型イベント(講演会、シンポジウム、ワークショップ等)に対し助成 ・開催場所 1か所 ・実施主体 地域男女共同参画推進協議会等	800	400	県民生活部	人権・男女共同参画室
---	-----	-----	-------	------------

② 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公共サービスの提供

地域団体等の活動支援 地域団体、ボランティア団体等の活動と交流を支援するため、活動交流支援センターを運営する(財)広島県女性会議を支援	—	—	県民生活部	人権・男女共同参画室
市町男女共同参画行政担当者等会議の開催 男女共同参画に関する国や県の取組状況等の紹介、情報交換	—	—	県民生活部	人権・男女共同参画室

人づくり

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

- ① 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発

【新規】	男女共同参画週間事業の実施 ・パネル展示、啓発パンフ、広報誌等の配布 ・関係機関及び各種団体等からの依頼による講演の実施	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室
	機関誌等による啓発 「県民だより」及びTV等による広報・啓発	-	-	県民生活部 全部局	人権・男女共同参画室
	日本女性会議2007ひろしま大会の運営支援 男女共同参画社会の実現に向けて全国規模の交流と情報ネットワーク化を図るため開催される「日本女性会議2007ひろしま」の運営を支援	/	1,000	県民生活部	人権・男女共同参画室
	県民参加型の啓発活動の実施 人権啓発講演会、人権啓発セミナー、男女共同参画フォーラム等の開催	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室

(2) 県民の主体的な取組への支援

- ① 男女共同参画社会の形成の意義や責務を重視した広報・啓発

広報・啓発 男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例及び広島県男女共同参画基本計画(第2次)の普及啓発	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室
--	---	---	-------	------------

(3) メディアにおける男女共同参画の推進

- ① 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組に係る啓発

普及啓発 メディアの人権を尊重した表現が促進されるよう相談・助言	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室
普及啓発 家庭、インターネットカフェ等において、フィルタリングソフトが導入されるよう普及・啓発を実施	-	-	県民生活部	青少年・地域安全室
インターネットなど新たなメディアへの対応 インターネットなど新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対する取締りの強化	-	-	警察本部	生活安全企画課

- ② 情報を一人ひとりが主体的に収集、判断、発信等ができる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実

学校における情報教育	-	-	教育委員会	
------------	---	---	-------	--

- ③ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

普及啓発 国が作成した広報ガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」や「男女共同参画の広報のために」に基づく広報の実施	-	-	県民生活部 全部局	人権・男女共同参画室
--	---	---	--------------	------------

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

- ① 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実

家庭教育支援総合推進事業(国庫委託事業) 家庭の教育力の向上を図り、急速な小児化に対処するため、様々な課題を抱える親へのライフステージに応じた学習機会の提供等を推進(妊娠期・出産期子育て講座、乳幼児期子育て講座、学童期子育て講座、思春期子育て講座) ・民間団体を中心とした協議会により事業を実施	-	-	教育委員会	生涯学習課
---	---	---	-------	-------

- ② 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進 キャリア教育実践モデル開発事業、キャリア教育コーディネーターセミナーの開催、広島県キャリア教育推進フォーラムの開催	9,081	7,947	教育委員会	指導第一課 指導第二課
--	-------	-------	-------	----------------

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

① 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供

② 男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような学習機会の提供

学習機会の提供 地域支援事業により学習機会を提供する(財)広島県女性会議を支援	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室
--	---	---	-------	------------

③ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

広島県学習機会提供事業 高等教育機関、民間、行政等が幅広く連携し、社会人等の学習ニーズに適切に対応した学習機会を全体的に提供(インターネットによる情報提供の充実) 1 学習情報の収集・提供 ・インターネット広報 「ひろしまナビネット」の拡充 2 高等教育機関との協働による学習機会提供事業の実施 ・共同開催講座 ・連携公開講座 (3コース程度)	-	-	教育委員会	生涯学習課
情報の提供 社会参画に関する学習情報を提供する(財)広島県女性会議を支援	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室

(3) 研修の充実・支援

① 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施

自治総合研修センター事業 人権問題職場研修推進員研修において、個別テーマとして研修を実施	-	-	総務部	人事室
職場研修の実施	-	-	全部局	

② 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修機会の提供

③ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

情報の提供 男女共同参画に係る各種講座や講師等に関する情報の提供	-	-	県民生活部 商工労働部	人権・男女共同参画室 労働福祉室
-------------------------------------	---	---	----------------	---------------------

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

① 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たすための多様な啓発

普及啓発 各種普及啓発講座を実施する(財)広島県女性会議を支援	-	-	県民生活部	人権・男女共同参画室
広島県高等学校家庭クラブ連盟の育成 家庭クラブ員が家庭科の学習を通して得た知識・技術を日常生活に取り入れ、よりよい家庭生活を築いていくという意識を醸成	-	-	教育委員会	指導第二課

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

① 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援

情報の提供 新家庭教育手帳の配布等による家庭教育に関する情報提供	-	-	教育委員会	生涯学習課
-------------------------------------	---	---	-------	-------

② 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実

未熟児訪問指導 保健所保健師が未熟児及びその保護者へ訪問指導を行い、育児不安を解消	232	100	福祉保健部	こども家庭支援室
「こども・家庭110番」電話相談事業 <子ども何でもダイヤル> 子育てや子ども自身の悩みについて電話相談により早期、適切に援助	5,838	5,637	福祉保健部	こども家庭支援室
教育相談推進事業 児童生徒の悩みや不安の相談に応ずる相談体制の整備	7,979	7,035	教育委員会	指導第三課

- ③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進や多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

【新規】	地域子育て支援拠点事業 育児相談やつどいの広場など地域子育て支援の拠点となる保育所等への支援等を行う市町に対し助成 【負担割合】 県2/3(国1/3), 市町1/3	188,964	254,836	福祉保健部	こども家庭支援室
	子育て支援人材育成事業 子育て支援事業の円滑な実施に向けた人材育成(財)ひろしまこども夢財団で実施	1,692	1,646	福祉保健部	こども夢プラン推進室
	「こども未来づくり・ひろしま応援隊」事業 社会全体で子どもと子育てを応援する気運の醸成を図るため、経済団体や県などで構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」が実施する子どもと子育てにやさしい取組を支援		2,417	福祉保健部	こども夢プラン推進室
	家庭教育支援総合推進事業(国庫委託事業) 家庭の教育力の向上を図り、急速な小児化に対処するため、様々な課題を抱える親への情報提供・相談体制の充実や、次世代の親となる若い世代が幼児期やその親と触れあう機会や父親の家庭教育参加促進	—	—	教育委員会	生涯学習課
	家庭・地域教育力支援充実事業(「食べる!遊ぶ!読む!」応援プロジェクト) ・「食・遊・読」サポート隊への登録 ・「食・遊・読」アドバイザーの登録・紹介 ・「食・遊・読」実践交流会の開催	2,300	2,300	教育委員会	生涯学習課

安心づくり

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

① 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施

生活習慣病対策事業 県健康増進計画の改定により、健康づくりの施策の方向を示し、市町や関係団体等と連携のもと、生活習慣病対策を推進する体制の構築 ・「健康ひろしま21推進協議会」の開催 ・地域・職域連携推進協議会の運営	8,522	3,999	福祉保健部	健康増進・歯科保健室
老人保健事業の推進 中高年齢者の疾病予防及び健康管理を図るため、市町が実施する次の事業に対して助成 ・健康教育事業 ・健康相談事業 ・健康診査事業 ・健康手帳の交付 ・機能訓練事業 ・訪問指導事業	179,112	199,550	福祉保健部	健康増進・歯科保健室

② 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進

母性健康管理指導事項連絡カード活用の推進	—	—	商工労働部 福祉保健部	労働福祉室 こども家庭支援室
----------------------	---	---	----------------	-------------------

③ エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進

エイズ予防対策事業 1 推進体制の充実 エイズ対策推進会議を開催 2 普及啓発の推進 啓発資料の作成配布及び講演会等を開催 3 相談体制の充実 カウンセリング能力を有する職員を養成するとともに、保健所(分室)、保健対策室、広島エイズダイヤルで相談業務を実施 ・電話相談 毎週土曜日 ※第1土曜日は除く 毎週日曜日(9:00~16:00) ・派遣カウンセラーによる相談 随時(医療機関、保健所(分室)からの予約) 4 検査体制の充実 感染の不安がある人などに対し、次の所でエイズ抗体検査を匿名無料で実施 ・各保健所等 ・広島エイズダイヤル(県立広島病院内) 毎月第2・4日曜日 13:00~16:00 5 医療体制の充実 ・エイズカウンセラーの派遣 ・エイズ予防薬の配置 ・県中央拠点病院の設置 ・県中核拠点病院の指定	6,283	7,028	福祉保健部	保健対策室
感染症対策事業	48,164	46,615	福祉保健部	保健対策室
薬物乱用防止対策事業	5,154	5,027	福祉保健部	薬務室

④ 周産期医療体制、不妊治療等支援体制及び小児医療体制の充実

広島県周産期医療システム運営事業	8,590	8,244	福祉保健部	医療対策室
県立広島病院母子医療機能強化事業	697,267	660,436	福祉保健部	県立病院室
周産期医療施設オープン病院化モデル事業	6,722	6,202	福祉保健部	医療対策室
小児救急医療確保対策事業	143,485	146,667	福祉保健部	医療対策室
不妊治療等支援体制 【不妊専門相談センター事業】 1 不妊専門相談センター運営検討会議開催 不妊相談の効果的な実施及び今後のあり方について検討 2 不妊専門相談センターの運営 不妊に関する相談指導、治療に対する情報提供等を実施 ・実施体制 〔一般相談〕 電話相談 毎週火・水曜日 16:00~18:30 助産師対応 面接相談 毎週金曜日 14:00~16:00 助産師対応 FAX相談 随時受付 毎週金曜日に返信 助産師対応 〔専門相談〕 面接相談 毎週火・水・木・金曜日のいずれか 医師対応 ※一般相談後に予約制で実施 【不妊治療支援事業】 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成 ・助成額 1回当たり上限額10万円、1年度2回まで助成 ・対象者 夫婦の所得の合計額が730万円未満の者	30,954	52,553	福祉保健部	こども家庭支援室

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

① 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実

<p>明るい長寿社会づくり推進事業 (財)広島県健康福祉センターに、スポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための事業を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、健康づくり及び地域活動の推進 ・高齢者の社会活動を促進するための指導者等の育成 ・高齢者の生きがいと健康づくり関係組織の育成 ・シニア総合スポーツ大会の開催 ・全国健康福祉祭の派遣選手選考及び派遣 	54,441	54,661	福祉保健部	高齢者支援室
<p>老人クラブの育成 老人が教養の向上、地域社会との交流、健康づくり等の自主的なクラブ活動に参加し、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、市町が行う老人クラブ育成事業や(財)広島県老人クラブ連合会の研修事業等に助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ数 1,947 クラブ(見込み) ・会員数 115,428人(見込み) (広島市、福山市を除く。) 	54,358	46,524	福祉保健部	高齢者支援室
<p>高齢者の社会参画促進事業 シニア世代が豊かな知恵や技能、経験を活かし地域のリーダーやボランティア等として、生活に密着したさまざまな課題に取り組むことができるよう、シニアリーダー育成やキャンペーンのための事業を実施</p>	14,590	14,447	福祉保健部	高齢者支援室

② 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が地域で安心して自立した生活ができるための支援

<p>介護予防研修相談センター事業 介護知識・技術及び福祉用具の普及、介護予防の推進等により、高齢者の生活の質の確保を図るとともに、高齢者を支える地域づくりを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方法 (財)広島県健康福祉センター(指定管理者) ・事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・介護知識・技術の普及のための研修 ・福祉用具の展示・相談 ・専門相談(認知症介護・虐待・権利擁護等) 	28,914	29,090	福祉保健部	高齢者支援室
<p>高齢者就業支援事業 高齢者の就業を通じた社会参画を図るための、(社)広島県シルバー人材センター連合会に対する補助</p>	11,160	10,000	商工労働部	雇用対策室
<p>市町障害者地域生活支援事業 障害者の地域生活を支援するための事業を実施する市町に助成</p>	207,728	445,505	福祉保健部	障害者支援室
<p>聴覚障害者社会参加支援事業 聴覚障害者に対する情報提供を行い、障害者全体の交流を促進 (社福)広島県社会福祉協議会に委託</p>	3,354	3,605	福祉保健部	障害者支援室
<p>障害者在宅ワーク支援研修事業 障害者のホームページ作成研修を実施し、障害者の在宅勤務を促進</p>	14,277	13,159	商工労働部	職業能力開発室
<p>障害者就業支援事業 障害者の雇用・就業支援を行う「広島地域障害者雇用支援センター」に対する補助</p>	5,813	5,812	商工労働部	雇用対策室
<p>労働支援融資(障害者雇用促進支援資金) 次のいずれかに該当する中小企業者等への融資</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新たに障害者を常用雇用するもの ②常用雇用されている障害者の割合が1.8%以上のもの ③障害者雇用のための施設・設備の設置・改善を行うもの 	雇用促進支援資金の融資枠 2,200,000千円の内数	労働支援融資の融資枠 1,700,000千円の内数	商工労働部	商工金融室
<p>【新規】 障害者の雇用促進事業 障害者の職場定着支援のため、障害者を支援するジョブサポーターの養成研修・派遣事業の創設</p>		10,000	商工労働部	雇用対策室

③ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

<p>市町及び消防機関への普及啓発の働きかけ 女性の消防団員加入促進等</p>	-	-	県民生活部	消防・保安室
<p>【新規】 消防団員確保の広報活動 消防団員の維持・確保のための取組みとして、消防団PR資料(パンフレット)を作成し、各消防団・分団、消防本部、市町、高等学校、大学・短期大学等に配布</p>		-	県民生活部	消防・保安室

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

① DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発

啓発リーフレット等の作成・配布 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、リーフレット等を作成 (配偶者暴力相談支援センターリーフレット・窓口カード、DV相談マニュアル等)	420	420	福祉保健部	こども家庭支援室
被害者に対する情報の提供 ・広報ポスター、リーフレット等の配布 ・DV・ストーカー対策ビデオによる広報	—	—	警察本部	生活安全企画課

② 専門相談員の育成、相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談体制の充実

専門研修の実施 暴力被害者の特性を知り、被害者の二次被害を防ぐため、婦人相談員等関係職員の専門研修を実施	157	125	福祉保健部	こども家庭支援室
他都道府県とのネットワークづくりを通じた情報収集 他都道府県との情報交換、暴力被害者の広域移送のためのネットワークづくり、相談業務等に関する情報収集を行うため、各種セミナー等へ参加	435	414	福祉保健部	こども家庭支援室
専門研修の実施 ・警察署の嘱託相談員に対して対応要領に関する研修を実施 ・被害者支援要員及び心理職員の教養の向上を図るための研修の実施	—	—	警察本部	警察安全相談課

③ 一時保護施設の拡充など保護体制の充実

一時保護委託の実施 配偶者等からの追跡の危険を避け、安全を確保するため、緊急避難的に婦人保護施設、民間シェルターに一時保護を委託 ・民間シェルター住居費加算 ・民間シェルター同行支援加算	3,959	3,771	福祉保健部 警察本部	こども家庭支援室
弁護士確保 保護命令制度の利用等における法的サポートを行うための体制を整備	319	182	福祉保健部	こども家庭支援室

④ 被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化

休日夜間の電話相談 休日・夜間電話相談員を配置し、被害者からの緊急相談に対応 (3名交代制) 夜間 17:00～20:00(土・日・祝日を除く) / 土・日・祝日 10:00～17:00	2,976	2,957	福祉保健部	こども家庭支援室
通訳の確保 外国人の相談、一時保護、自立支援等各場面に、必要に応じて通訳を確保	208	208	福祉保健部	こども家庭支援室
被害者の広域移送 配偶者等からの暴力の危険から遠ざけ安全を確保するため、他都道府県の婦人相談所等へ暴力被害者等を移送	744	824	福祉保健部	こども家庭支援室
関係機関連絡会議の開催 配偶者等からの暴力について、適切かつ迅速な対応を行うため連絡会議を開催し、相談・支援体制のネットワーク化を推進 (法務局、裁判所、警察、福祉事務所、民間団体等)	182	182	福祉保健部	こども家庭支援室
市町自立支援ネットワーク構築の支援 市町内部等の連絡組織である「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げ支援や市町を中心とした被害者支援ネットワークの構築を支援 ・ケース事例集の作成 ・ネットワークの構築支援	256	256	福祉保健部	こども家庭支援室
相談業務ネットワーク連絡会議の開催 相談事項の円滑な引継を行うため、関係機関、団体間の連携強化、情報の共有化 広島県被害者支援連絡協議会との有機的な連携強化と協力体制の確立 被害者支援に関係する行政機関・団体との相互協力による被害者等への各種支援の実施	—	—	警察本部	警察安全相談課

⑤ 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

関係機関連絡会議による連携強化、情報の共有化 次の事業の実施を支援 ・普及啓発事業 ・シェルター立ち上げ事業 ・被害者ケア事業	1,096	1,096	福祉保健部	こども家庭支援室
---	-------	-------	-------	----------

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進

① 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

普及啓発 男女雇用機会均等法の普及啓発	—	—	商工労働部	労働福祉室
県職員等の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」等に基づき、県職員の意識を高め、セクシュアル・ハラスメント問題の発生を防止するとともに、県職員等を対象とした相談窓口（電話や電子メール等）において相談に対応	—	—	総務部 教育委員会 警察本部	人事室 総務課 教職員課

② ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発

ストーカー規制法の効果的運用	—	—	警察本部	
普及啓発 リーフレット、ポスター等作成・配布	—	—	福祉保健部 警察本部	こども家庭支援室

③ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発

有害環境浄化対策の推進 ピンクビラ、有害図書類等有害環境浄化活動の推進	—	—	県民生活部 警察本部	青少年・地域安全室
風俗関係事犯・福祉犯取締強化 売(買)春事犯及び女性と青少年の性被害事犯の取締強化	—	—	警察本部	

④ 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成

一時保護委託の実施 ＜婦人保護事業＞ 1 広島こども家庭センター(婦人相談所)の運営 売春防止法に基づき、要保護女子の早期発見、転落の未然防止を行うとともに、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して次の業務を実施 ・相談業務 ・調査・医学的、心理学的及び職能的判定・指導 ・一時保護 ・婦人保護施設への収容 2 婦人相談員の設置 要保護女子の転落防止だけでなく、社会生活を営む上で何らかの問題を有する女子に対して相談・指導 (県)広島こども家庭センター6人、 福山こども家庭センター1人、備北こども家庭センター1人 (市)広島・呉・三原・尾道・福山・三次 9人 (※市婦人相談員設置に係る県費負担なし。) 3 婦人保護施設への収容保護 要保護女子等の転落防止と保護更生のため施設へ収容し生活指導又は職業指導	86,094	85,069	福祉保健部	こども家庭支援室
被害者対策 警察安全相談担当者及び心理職員の技能向上のための研修実施と効果的活用	206	204	警察本部	警察安全相談課

⑤ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実

婦人保護巡回相談会の実施 女性の様々な問題に対し、相談・助言を行い、自立更生を支援	—	—	福祉保健部	こども家庭支援室
一日総合相談会への婦人相談員の派遣	—	—	福祉保健部	こども家庭支援室
被害者対策の推進 1 被害者への各種情報提供 ・被害者への要望に基づく各種情報提供 ・相談窓口の周知のための広報等 2 捜査過程における二次的被害の防止・軽減措置 ・性犯罪被害初診料及び診断書料等支給制度の活用 ・警察施設外相談室借上制度の活用 3 被害者の安全確保 ・一時保護対策の徹底 ・緊急通報システムの効果的運用 4 被害者支援に関する各種研修等の実施 5 精神的被害回復への支援 ・心理職員の効果的活用 6 関係機関・団体との連携 ・被害者の多様なニーズへの対応 ・(社)広島被害者支援センターへの支援・連携 ・広島県被害者支援連絡協議会、日本司法支援センター、地方自治体被害者担当窓口との連携 7 県民への啓発活動の促進	7,641	7,071	警察本部	警察安全相談課

⑥ 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

女性・子どもを守る施策 1 ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進 ・女性・子どもに対する防犯指導の実施等 ・自主的防犯活動への支援 ・安全・安心なまちづくりの推進 ・子ども緊急通報装置の運用 2 被害に遭った女性・子どもへの支援等 ・つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対する適切な措置、相談体制、被害女性の精神的被害の回復への支援 ・児童虐待に対する取組の強化及び被害少年の保護 ・犯罪の被害に遭った女性・子どもの支援	575	966	警察本部	
---	-----	-----	------	--

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

① 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

国際交流事業 国際理解を推進するため、県内の団体と外国の女性団体等との交流研究活動を実施する (財)広島県女性会議を支援	—	—	県民生活部	人権・男女共同参画室
--	---	---	-------	------------

(2) 情報の収集及び提供

① 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

情報の提供 国や国際機関の取組等に関する情報を県内に幅広く提供	—	—	県民生活部	人権・男女共同参画室
------------------------------------	---	---	-------	------------

第 4 部

市 町 の 取 組

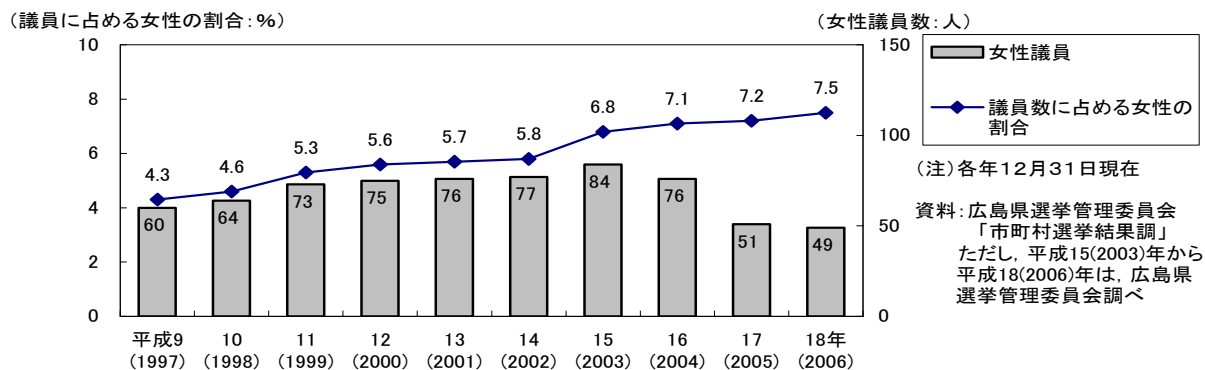
1 市町の男女共同参画の取組み状況等

【平成19(2007)年4月1日現在】

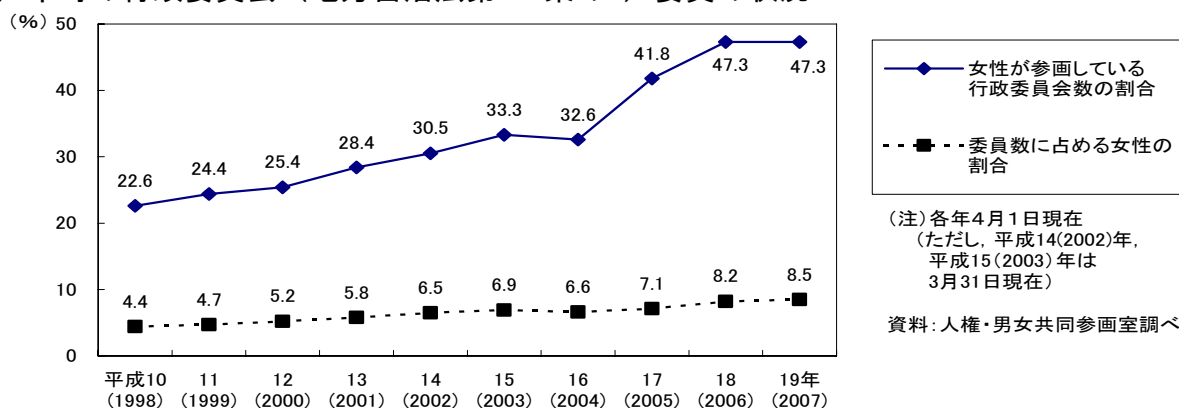
市町名	窓口※1	庁内推進組織の設置	諮問機関の設置	条例制定状況		基本計画策定状況		
				条例名	施行年月日	計画名	策定年月	策定予定
広島市	○	○	○	広島市男女共同参画推進条例	平成13(2001).9.28	広島市男女共同参画基本計画	平成15(2003).6	
呉市	○	○	○	くれ男女共同参画推進条例	平成13(2001).12.21	くれ男女共同参画基本計画	平成15(2003).3	
竹原市	○	○	○			たけはら21男女共同参画プラン	平成14(2002).3	
三原市	○	○				三原市男女共同参画プラン	平成19(2007).3	
尾道市	○	○	○			尾道市男女共同参画プラン	平成17(2005).3	
福山市	○	○	○	福山市男女共同参画推進条例	平成14(2002).4.1	福山市男女共同参画基本計画	平成15(2003).3	
府中市	○		○			府中市男女共同参画プラン	平成14(2002).3	
三次市	○	○	○	三次市男女共同参画推進条例	平成16(2004).4.1	三次市男女共同参画基本計画	平成17(2005).3	
庄原市	○	○	○					○
大竹市	○					おおたけ男女共同参画プラン	平成11(1999).8	
東広島市	○	○	○			東広島市男女共同参画推進計画	平成12(2000).3	
廿日市市	○	○	○			廿日市市男女共同参画プラン	平成17(2005).3	
安芸高田市	○	○				安芸高田市男女共同参画プラン	平成18(2006).3	
江田島市	○					江田島市男女共同参画基本計画	平成19(2007).3	
安芸郡	府中町	○	○	○		府中町男女共同参画プラン	平成19(2007).3	
	海田町	○						○
	熊野町	○						○
	坂町	○						
山県郡	安芸太田町							
	北広島町	○						○
豊田郡	大崎上島町	○						
世羅郡	世羅町	○						
神石郡	神石高原町	○		○				○
計(23市町)	22	12	12	4		14		5

2 市町における男女共同参画の状況の推進

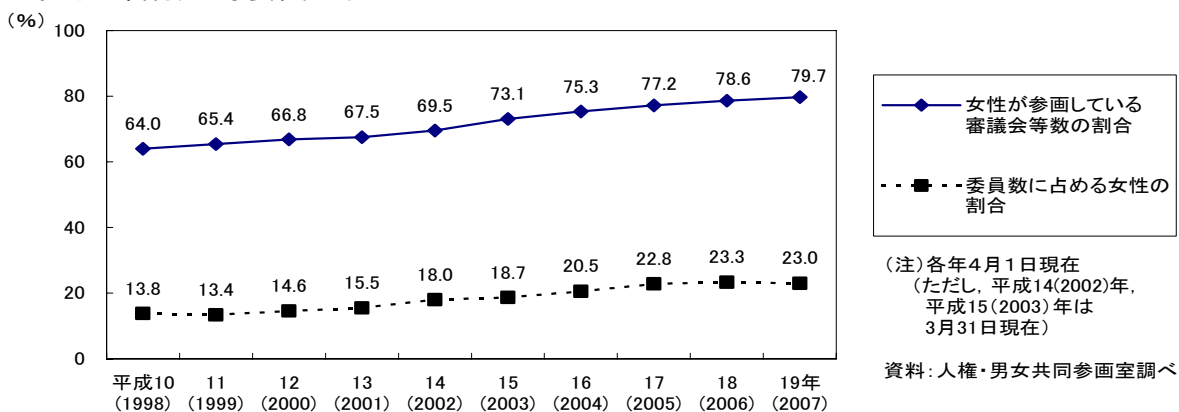
(1) 市町の議員の状況



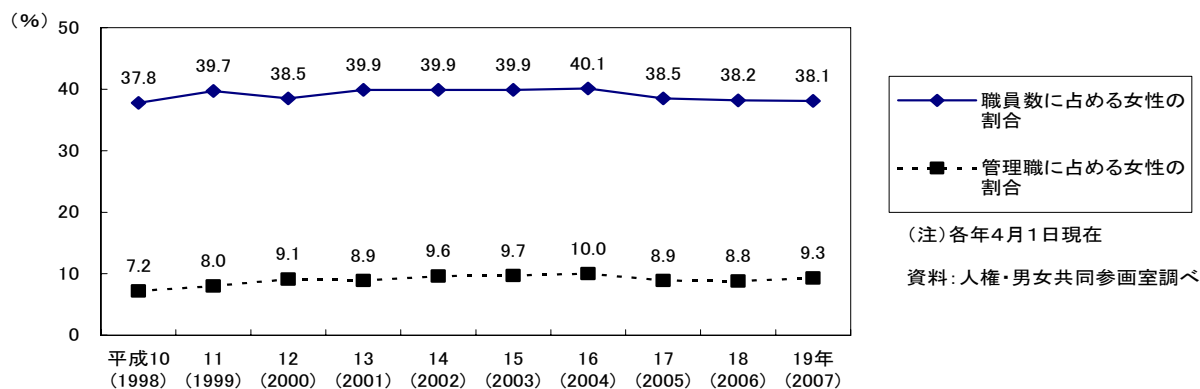
(2) 市町の行政委員会（地方自治法第180条の5）委員の状況



(3) 市町の審議会等委員の状況



(4) 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況



3 市町の議員の状況

(平成18(2006)年12月31日現在)

市町名	議員総数 (人)	女性議員数 (人)	男性議員数 (人)	女性割合 (%)
広島市	60	7	53	11.7
呉市	46	5	41	10.9
竹原市	16	1	15	6.3
三原市	37	3	34	8.1
尾道市	44	1	43	2.3
福山市	46	5	41	10.9
府中市	24	3	21	12.5
三次市	38	3	35	7.9
庄原市	33	0	33	0.0
大竹市	18	2	16	11.1
東広島市	42	2	40	4.8
廿日市市	31	5	26	16.1
安芸高田市	22	1	21	4.5
江田島市	26	1	25	3.8
市計	483	39	444	8.1
府中町	20	4	16	20.0
海田町	15	1	14	6.7
熊野町	20	2	18	10.0
坂町	14	1	13	7.1
安芸太田町	18	2	16	11.1
北広島町	26	0	26	0.0
大崎上島町	16	0	16	0.0
世羅町	22	0	22	0.0
神石高原町	18	0	18	0.0
町計	169	10	159	5.9
市町計	652	49	603	7.5

4 市町の審議会等委員の状況

(1) 行政委員会(地方自治法第180条の5)

(平成19(2007)年4月1日現在)

市町名	委員会数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)
広島市	6	4	66.7	62	8	12.9
呉市	6	4	66.7	60	4	6.7
竹原市	6	3	50.0	31	4	12.9
三原市	6	3	50.0	58	4	6.9
尾道市	6	4	66.7	76	8	10.5
福山市	6	3	50.0	59	4	6.8
府中市	6	3	50.0	50	4	8.0
三次市	6	5	83.3	56	8	14.3
庄原市	6	3	50.0	60	5	8.3
大竹市	6	2	33.3	26	3	11.5
東広島市	6	3	50.0	63	4	6.3
廿日市市	6	4	66.7	53	5	9.4
安芸高田市	6	1	16.7	53	2	3.8
江田島市	6	2	33.3	51	3	5.9
市計	84	44	52.4	758	66	8.7
府中町	5	3	60.0	24	5	20.8
海田町	5	3	60.0	21	3	14.3
熊野町	5	1	20.0	28	1	3.6
坂町	5	0	0.0	24	0	0.0
安芸太田町	5	3	60.0	36	5	13.9
北広島町	5	2	40.0	54	3	5.6
大崎上島町	5	1	20.0	35	1	2.9
世羅町	5	2	40.0	46	5	10.9
神石高原町	5	2	40.0	41	2	4.9
町計	45	17	37.8	309	25	8.1
市町計	129	61	47.3	1,067	91	8.5

(2) 附属機関及びその他法律・条例により設置された
審議会、委員会等

(平成19(2007)年4月1日現在)

市町名	審議会等数			委員数			
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	
市町	広島市	64	44	68.8	947	286	30.2
	呉市	36	32	88.9	669	146	21.8
	竹原市	20	16	80.0	262	58	22.1
	三原市	30	26	86.7	527	100	19.0
	尾道市	34	27	79.4	583	115	19.7
	福山市	53	50	94.3	997	244	24.5
	府中市	33	26	78.8	454	107	23.6
	三次市	23	19	82.6	396	117	29.5
	庄原市	30	23	76.7	503	80	15.9
	大竹市	22	14	63.6	252	41	16.3
	東広島市	28	27	96.4	470	124	26.4
	廿日市市	33	28	84.8	556	106	19.1
	安芸高田市	18	13	72.2	414	120	29.0
	江田島市	29	25	86.2	445	94	21.1
	市計	453	370	81.7	7,475	1,738	23.3
	府中町	25	20	80.0	323	81	25.1
	海田町	17	11	64.7	161	30	18.6
	熊野町	8	6	75.0	97	21	21.6
	坂町	20	15	75.0	291	60	20.6
	安芸太田町	12	10	83.3	200	44	22.0
北広島町	12	11	91.7	278	74	26.6	
大崎上島町	13	10	76.9	147	38	25.9	
世羅町	26	16	61.5	425	94	22.1	
神石高原町	9	5	55.6	120	12	10.0	
町計	142	104	73.2	2,042	454	22.2	
市町計	595	474	79.7	9,517	2,192	23.0	
広域 (注)	三原市	1	1	100.0	6	1	16.7
	広域計	1	1	100.0	6	1	16.7
合計	596	475	79.7	9,523	2,193	23.0	

(注) 広域: 複数の市町を含む広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市において全委員分をまとめています。

5 市町の職員及び管理職（課長相当職以上）の状況

(平成19(2007)年4月1日現在)

市町名	職員数				管理職				管理職の比率(%)		
	総数(人) (a)	女性(人) (b)	男性(人) (c)	女性割合 (%) (%)	総数(人) (d)	女性(人) (e)	男性(人) (f)	女性割合 (%) (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
広島市	10,095	3,684	6,411	36.5	859	60	799	7.0	8.5	1.6	12.5
呉市	3,007	739	2,268	24.6	286	8	278	2.8	9.5	1.1	12.3
竹原市	268	113	155	42.2	32	0	32	0.0	11.9	0.0	20.6
三原市	1,038	323	715	31.1	98	18	80	18.4	9.4	5.6	11.2
尾道市	2,473	1,166	1,307	47.1	118	2	116	1.7	4.8	0.2	8.9
福山市	4,111	1,854	2,257	45.1	285	10	275	3.5	6.9	0.5	12.2
府中市	642	314	328	48.9	68	21	47	30.9	10.6	6.7	14.3
三次市	1,011	488	523	48.3	72	11	61	15.3	7.1	2.3	11.7
庄原市	687	269	418	39.2	76	8	68	10.5	11.1	3.0	16.3
大竹市	158	40	118	25.3	39	7	32	17.9	24.7	17.5	27.1
東広島市	1,577	649	928	41.2	201	45	156	22.4	12.7	6.9	16.8
廿日市市	1,134	399	735	35.2	165	25	140	15.2	14.6	6.3	19.0
安芸高田市	479	147	332	30.7	65	3	62	4.6	13.6	2.0	18.7
江田島市	499	165	334	33.1	89	2	87	2.2	17.8	1.2	26.0
市計	27,179	10,350	16,829	38.1	2,453	220	2,233	9.0	9.0	2.1	13.3
府中町	360	100	260	27.8	41	1	40	2.4	11.4	1.0	15.4
海田町	200	78	122	39.0	39	6	33	15.4	19.5	7.7	27.0
熊野町	164	61	103	37.2	29	2	27	6.9	17.7	3.3	26.2
坂町	102	29	73	28.4	21	4	17	19.0	20.6	13.8	23.3
安芸太田町	310	173	137	55.8	51	9	42	17.6	16.5	5.2	30.7
北広島町	412	145	267	35.2	40	4	36	10.0	9.7	2.8	13.5
大崎上島町	132	39	93	29.5	19	2	17	10.5	14.4	5.1	18.3
世羅町	242	98	144	40.5	37	8	29	21.6	15.3	8.2	20.1
神石高原町	211	82	129	38.9	18	0	18	0.0	8.5	0.0	14.0
町計	2,133	805	1,328	37.7	295	36	259	12.2	13.8	4.5	19.5
市町計	29,312	11,155	18,157	38.1	2,748	256	2,492	9.3	9.4	2.3	13.7

6 市町の男女共同参画行政担当窓口

【平成19(2007)年4月1日現在】

市町名	部署	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	
広島市	市民局人権啓発部男女共同参画室	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2108	082-504-2609	
呉市	市民部市民生活課男女共同参画係	737-8501	呉市中央4丁目1-6	0823-25-3476	0823-25-3013	
竹原市	民生部人権推進室人権対策係	725-0026	竹原市中央5丁目5-17	0846-22-7736	0846-22-7736	
三原市	教育委員会青少年女性課青少年女性係	723-0014	三原市城町1丁目2-1	0848-64-9234	0848-67-5912	
尾道市	市民生活部人権推進課人権推進係	722-8501	尾道市久保1丁目15-1	0848-25-7346	0848-37-2740	
福山市	人権推進部男女共同参画センター	720-0067	福山市西町1丁目1-1福山ロッソ内	084-991-5011	084-991-5013	
府中市	総務部総務課人権推進係	726-8601	府中市府川町315	0847-43-7212	0847-46-3450	
三次市	市民生活部ひとつくり推進室ひとつくりグループ	728-0013	三次市十日市東3丁目14-2	0824-64-2832	0824-64-2832	
庄原市	市民生活部女性児童課男女共同参画係	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	0824-73-1243	0824-75-0195	
大竹市	総務企画部企画財政課広報統計係	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	0827-59-2124	0827-57-7130	
東広島市	生活環境部人権推進課男女共同参画係	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0927	082-423-0270	
廿日市市	市民生活部人権・男女共同推進課男女共同参画係	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	0829-30-9131	0829-32-1059	
安芸高田市	市民部人権推進課人権推進係	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-1126	0826-42-2210	
江田島市	市民生活部市民生活課人権推進室人権推進係	737-2392	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2211	0823-45-2265	
安芸郡	府中町	民生部人権推進課	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	082-286-3165	082-286-3199
	海田町	福祉保健部福祉課女性児童係	736-8601	〃 海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-7927
	熊野町	教育委員会教育部生涯学習課文化グループ	731-4292	〃 熊野町3815-1	082-820-5621	082-855-1110
	坂町	民生課民生係	731-4393	〃 坂町平成ヶ浜1丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
山県郡	安芸太田町	住民生活課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	0826-28-2116	0826-28-1622
	北広島町	町民課人権センター	731-1533	〃 北広島町有田495-1	0826-72-5020	0826-72-5020
豊田郡	大崎上島町	住民課人権対策係	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3113	0846-65-3198
世羅郡	世羅町	企画情報課自治振興係	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1	0847-22-3206	0847-22-2768
神石郡	神石高原町	企画課企画調整係	720-1522	神石郡神石高原町小島2025	0847-89-3332	0847-85-4201

資 料 編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊

重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会規則

平成14年3月18日

広島県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。）第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、会長がその議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

3 広島県男女共同参画審議会委員

	名 前	所 属 ・ 役 職
	青 山 裕	弁護士
会 長	川 瀬 啓 子	安田女子大学 教授
	繁 政 秀 子	広島県の男女共同参画をすすめる会 会長
	武 井 晶 代	ひろしま女性大学修了生
	土 屋 洋 三	ふれあいセンターながの村 村長
	中 野 博 之	広島県経営者協会 専務理事
会長代行	野 原 建 一	広島県立大学 教授
	東 由 美	連合広島 女性委員会副事務局長
	増 元 正 信	安芸高田市 副市長
	宮 本 啓 子	広島県生活研究グループ連絡協議会 会長

※ 50音順

4 広島県男女共同参画基本計画（第2次）（施策の体系）

【具体的施策の推進期間：平成18（2006）～22（2010）年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

(*) 県の施策

・ 具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・ 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・ 女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ・ 県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

- ・ 育児・介護休業法等の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・ 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主に対する労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けるための多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

- ・ パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保に向けたパートタイム労働法、労働者派遣法等の普及啓発
- ・ 多様な就業ニーズに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
- ・ 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・ 方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・ 男女共同参画の視点に立った経営が行われるための環境の整備

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・ 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
- ・ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・ 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・ 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・ 男女の地域活動への参画拡大に向けたボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備
- ・ 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・ 男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・ 施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

- ・ 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実・強化及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業の展開
- ・ 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供及び県民等からの相談・要望等に適切に対応するための体制整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・ 男女共同参画社会づくりに向けた情報提供などによる市町の取組に対する積極的な支援及び産学官連携による男女共同参画の推進
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公共サービスの提供

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) **男女共同参画に関する広報・啓発の充実**
 - ・ 多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
- (2) **県民の主体的な取組への支援**
 - ・ 男女共同参画社会の形成の意義や責務を重視した広報・啓発
- (3) **メディアにおける男女共同参画の推進**
 - ・ 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組に係る啓発
 - ・ 情報を一人ひとりが主体的に収集、判断、発信等ができる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
 - ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) **男女共同参画を推進する教育の充実**
 - ・ 男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
 - ・ 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実
- (2) **生涯を通じた学習機会の提供**
 - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
 - ・ 男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような学習機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) **研修の充実・支援**
 - ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
 - ・ 市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修機会の提供
 - ・ 男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) **家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実**
 - ・ 家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たすための多様な啓発
- (2) **家庭教育・子育て支援の充実**
 - ・ 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
 - ・ 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
 - ・ 地域住民による主体的な子育て支援の促進や多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

1 生涯を通じた健康と自立の支援

- (1) **生涯を通じた健康対策の推進**
 - ・ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
 - ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
 - ・ エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
 - ・ 周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- (2) **だれもが安心して暮らし、自立できるための支援**
 - ・ 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実
 - ・ 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が地域で安心して自立した生活ができるための支援
 - ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) **配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進**
 - ・ DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
 - ・ 専門相談員の育成、相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談体制の充実
 - ・ 一時保護施設の拡充など保護体制の充実
 - ・ 被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
 - ・ 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援
- (2) **セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進**
 - ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
 - ・ ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
 - ・ 性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
 - ・ 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
 - ・ 被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
 - ・ 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

- (1) **国際交流・国際協力・平和貢献の推進**
 - ・ 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備
- (2) **情報の収集及び提供**
 - ・ 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

5 広島県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1 女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

第4 推進本部の円滑な推進に資するため、推進本部に幹事会をおく。

2 幹事会は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(会議)

第5 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは県民生活部を担任する副知事を第1順位とし、県民生活部を担任しない副知事を第2順位として、その職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループ)

第6 幹事会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第7 推進本部に関する事務は、県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

2 広島県女性行政推進協議会設置要綱（昭和52年5月27日制定）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

広島県男女共同参画推進本部の構成員

推 進 本 部		幹 事 会	
本部長	知 事	幹事長	県民生活部総務管理局長
副本部長	副 知 事	副幹事長	人権・男女共同参画室長
本部員	会 計 管 理 者 総 務 部 長 政 策 企 画 部 長 地 域 振 興 部 長 県 民 生 活 部 長 環 境 部 長 福 祉 保 健 部 長 商 工 労 働 部 長 農 林 水 産 部 長 土 木 部 長 都 市 部 長 空 港 港 湾 部 長 公 営 企 業 部 長 教 育 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 会 事 務 局 長	幹 事	会 計 管 理 局 会 計 総 務 室 長 総 務 部 総 務 管 理 局 総 務 室 長 政 策 企 画 部 企 画 調 整 局 企 画 監 地 域 振 興 部 地 域 振 興 対 策 局 地 域 振 興 総 務 室 長 県 民 生 活 部 総 務 管 理 局 県 民 生 活 総 務 室 長 福 祉 保 健 部 総 務 管 理 局 福 祉 保 健 総 務 室 企 画 担 当 室 長 商 工 労 働 部 総 務 管 理 局 商 工 労 働 総 務 室 長 農 林 水 産 部 総 務 管 理 局 農 林 水 産 総 務 室 企 画 担 当 室 長 土 木 部 総 務 管 理 局 土 木 総 務 室 長 公 営 企 業 部 企 業 総 務 室 長 教 育 委 員 会 総 務 課 教 育 政 策 室 長 警 察 本 部 総 務 課 長 人 事 委 員 会 事 務 局 総 務 審 査 室 長

6 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

(1) 相談機関等

○男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県 人権・男女共同参画室 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (相談専用)

○男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島子ども家庭センター	女性に関する様々な問題、配偶者からの暴力に関する相談	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
福山子ども家庭センター		〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2372 (女性・DV相談専用)
備北子ども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181 (内2313) (女性・DV相談専用)
広島労働局雇用均等室	職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談等	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談110番	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	0120-72-0110
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42 (1階 県民係)	082-228-9110 プッシュ電話では、#9110
		広島県内各警察署	最寄りの警察署

○雇用労働に関すること

広島県ホームページの「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

パソコン版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>

携帯電話版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県雇用労働情報コーナー	労働相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 労働福祉室内	0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
		〒720-0031 福山市三吉町一丁目1-1 福山地域事務所内	084-921-1411 084-921-1412 (福山)
	キャリア・コンサルティングなどの雇用相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 労働福祉室内	082-225-1561 082-225-1562 (広島)
		〒720-0031 福山市三吉町一丁目1-1 福山地域事務所内	084-921-1411 084-921-1412 (福山)
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施についての相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 労働福祉室内	082-513-3419
在宅ワーク支援センター広島	育児・介護等の事情により外で働くことが困難な人や多様な働き方を希望する人への在宅ワーク(内職)に関する相談・斡旋、情報提供、技術指導等	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-242-5261
在宅ワーク支援センター福山		〒720-0067 福山市西町一丁目1-1 福山ロツツ地下2階 福山市男女共同参画センター(イコールふくやま)内	084-991-5101

マザーズハローワーク広島	子育てしながら就職を希望する人に対する就職支援	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル4階	082-221-8609
21世紀職業財団広島事務所	女性の雇用管理改善についての相談及び啓発ビデオ等の貸出・販売	〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5階	082-224-2001
	育児・介護等に関する各種サービスの情報提供		082-224-2020
広島県母子家庭等就業・自立支援センター 広島県母子寡婦福祉連合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業支援	〒730-0844 広島市中区舟入幸町12-14 広島県立母子福祉センター内	082-231-6426

○学習に関すること

機関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「エソールひろしま大学」の開講、学習会の企画立案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連した様々な学習機会、企画・運営、講師・指導者紹介等	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	082-262-9129

(2) 県の男女共同参画担当部署

区分	室課名	所在地	電話番号	F A X
本庁	県民生活部総務管理局 人権・男女共同参画室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746	082-227-2549
地域事務所	広島	厚生環境局福祉課 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181	0829-32-0640
	呉	厚生環境局福祉課 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400	0823-22-5994
	芸北	厚生環境局福祉課 〒731-0221 広島市安佐北区可部四丁目12-1	082-814-3181	082-815-2686
	東広島	厚生環境局福祉課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	082-422-4161
	尾三	厚生環境局福祉課 〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1	0848-64-2322	0848-64-3666
	福山	厚生環境局福祉課 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311	084-928-7882
	備北	厚生環境局厚生推進課 〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	0824-63-5190

7 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要

(1) 設置目的

広島県女性総合センター「エソール広島」は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元（1989）年に設置されたものです。

「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

(2) 管理運営

財団法人広島県女性会議

(3) 財団法人広島県女性会議の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流」の4部門を柱とする事業を行っています。

ア 情報

① エソール広島情報センターの運営

女性問題を解決し、男女共同参画社会の実現に資することを目的として、図書、行政資料、雑誌などの印刷情報、ビデオ等映像情報並びに広島県の女性団体・人材に関する情報を収集・分類し提供しています。

② ホームページの運営

エソール広島の施設や事業の紹介を始め、関連する情報の提供を行っています。

③ 情報紙「エソール」の発行

男女共同参画を推進するため、エソール広島の講座等の紹介や特集記事、関係機関の行事案内などを掲載した情報紙を年3回発行し、広く啓発を行っています。

④ メールマガジンの発行

エソール広島の講座案内、行政のパブリックコメントの募集、審議会委員の公募状況など情報の提供を行っています。

イ 研修

① エソールひろしま大学の開講

社会を構成する男女が、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野でお互いに協働して男女共同参画社会を実現できる人材を養成するために講座を開講しています。

- ・基礎講座（男女共同参画の視点の習得）（10月～翌年3月開講）
- ・応用講座（男女共同参画の視点を生かす技術の修得）（4月～10月開講）
- ・専科（地域活動や政策決定場面での実践力の習得）（10月～翌年3月開講）

② インターネット通信講座

インターネットを利用した男女共同参画学習講座を開講しています。

③ 男女共同参画・地域入門講座の開講

男女共同参画について身近にだれでも学習できる機会を提供するため、県内2か所で普及啓発講座を開講しています。

④ メンタルサポーター養成講座の開講

社会状況の変化や人間のこころの理解に立った相談員の養成を目的とした講座を開講しています。

ウ 相談

① エソール広島相談事業の実施

家庭や地域、職場などのあらゆる悩みや問題について、相談者自らが解決の方法を見出すことができるよう相談員がサポートする電話相談や面接相談を実施しています。

② 在宅ワーク支援センターの運営

育児や介護のため外で働くことができない人のために在宅ワーク（内職）に関する相談・あっせんを行うほか、情報提供や技術指導も実施しています。

エ 交流

① 活動交流支援センターの運営

男女共同参画社会づくりの拠点施設として、各種機関・団体に活動や交流の場を提供し、事業活動を支援しています。

② 国際交流・国際理解事業

JICA研修生の受入れなど、女性問題や男女共同参画をテーマとした情報・意見交換を通じて交流を深めることにより、国際交流・国際理解を推進しています。

オ チャレンジ支援事業

県内のチャレンジ支援情報の整備や、これまで女性が少ない分野で活躍する女性とこれからチャレンジしようとする若い女性層との交流の場づくりを実施します。

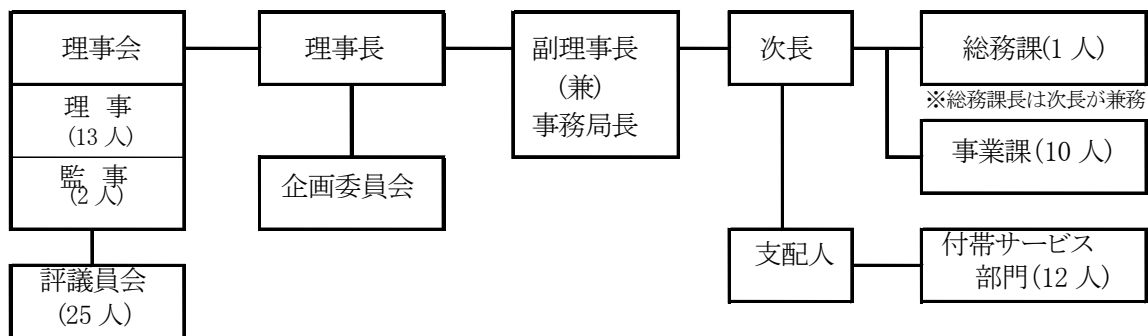
カ 男女共同参画推進21世紀基金事業

女性と男性が共にいきいきと暮らすことができる社会づくりをめざして、男女共同参画・地域入門講座、メンタルサポーター養成講座、男性輝き講座、他機関連携講座、エソール広島映画祭など各種イベント、研修受託等を行っています。

キ 付帯サービス事業

宿泊、飲食（宴会）、貸会議室、貸駐車場を付帯サービス事業として実施しています。

（4）財団法人広島県女性会議の組織等



財団法人広島県女性会議

〒730-0043 広島市中区富士見町11-6

電話 (082) 242-5262

ファクシミリ (082) 240-5441

URL <http://www.essor.or.jp>

メールアドレス essor@essor.or.jp

8 男女共同参画に関する国内外の動き

	国際機関等	国	広島県	
昭和50年 (1975)	6月・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 7月・「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置		
昭和52年 (1977)	国連婦人の十年	1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置	
昭和54年 (1979)		12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)	4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置	
昭和55年 (1980)		7月・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名	4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)		9月・「女子差別撤廃条約」発効	5月・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)				3月・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	1985	1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986)		4月・「男女雇用機会均等法」施行	3月・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置	
昭和62年 (1987)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和63年 (1988)			2月・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立	
平成元年 (1989)			4月・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館	
平成2年 (1990)	5月・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成3年 (1991)		4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正		
		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置	
平成4年 (1992)		4月・「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定	
平成5年 (1993)		6月・「パートタイム労働法」公布(12月施行)		

	国際機関等	国	広島県
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正, 「育児・介護休業法」公布	
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布, 施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」, 「成果文書」採択	12月「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により, 内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正, 一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布, 施行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2～3月 ・北京十10(第49回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成18年 (2006)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成19年 (2007)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行	

平成19(2007)年版
広島県の男女共同参画に関する年次報告

平成19(2007)年7月発行

編集・発行 広島県県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室
〒730-8511 (住所省略可)
広島市中区基町10-52
電話 082-513-2746 (ダイヤルイン)